



静岡市デジタル化推進プラン (2021→2030)

令和4年2月

(令和5年3月改定)

(令和7年3月改定)

静 岡 市

目次

はじめに.....	4
第1章..... 推進プランの策定の背景	12
第1節 「紙」から「データ」が社会基盤となる時代背景の変革.....	12
第2節 地域や企業における社会環境の変化について	17
1. 企業におけるデジタル化の取組.....	17
2. 地域事情や年齢等によりデジタル化の恩恵を受けられない方々への対応につ いて	19
第3節 デジタル人材の確保と育成について.....	21
第4節 まとめ	23
第2章..... 理念と目指す姿	24
第1節 推進プランの位置づけについて	24
1. 本市行政計画における位置づけ.....	24
2. 国の要請に基づく位置づけ.....	24
第2節 本市推進プランの策定方針について.....	27
第3節 本市推進プランの目指す姿について.....	29
1. 目指す姿について.....	29
第3章 施策の体系について	31
第1節 2030年の将来について	31
1. 人口減少社会の更なる進展.....	31
2. デジタル経済・社会の将来像.....	33
3. まとめ.....	36
第2節 施策体系の設定について	37
1. 「行政のデジタル化」の体系について.....	37
2. 「地域のデジタル化」の体系について.....	40

3. 「デジタル人材の確保と育成」の体系について（共通課題）	45
4. まとめ	46
第4章..... 推進プランの主要な施策	48
.....	
第1節 行政のデジタル化の主要な施策	49
1. 市民の利便性向上	49
2. 行政運営の効率化と生産性向上	53
第2節 地域のデジタル化の主要な施策	56
1. 新たな価値の創出（スマートシティ）	56
2. 地域が抱える社会課題の解決	59
第3節 デジタル人材の確保と育成（共通政策）	62
1. デジタル人材の確保と育成	62
第4節 まとめ	64
第5章..... 本市推進プランの計画期間	65
.....	
第1節 本市推進プランの計画期間	65
1. 本市推進プランの計画期間	65
2. 本市推進プランの更新について	65
第6章..... 推進体制	66
.....	
用語集.....	67
1. 用語集	67

はじめに

現代社会は急速に進展する情報技術により、大きな転換期を迎えています。IoT¹や AI²、ビッグデータ³、ロボティクスなどの技術革新は、情報通信技術と人間社会に大きな影響を及ぼし、私たちの生活様式に変革をもたらしつつあります。

こうした技術の進歩を踏まえ、国においては、「Society5.0⁴」という社会を提唱しています。この社会は、サイバー空間とフィジカル空間の高度な融合を実現し、経済発展と社会課題の解決を同時に図る「超スマート社会」を目指しています。

一方で、来るべき本格的な人口減少社会への対応が求められています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、2010 年には約 1 億 2,800 万人だった日本の人口が、2030 年には 1 億 1,660 万人余りと 20 年間で約 1,100 万人が減少すると試算され、また、生産年齢人口⁵（15～64 歳の人口）については、2010 年には 8,100 万人以上でしたが、2030 年には 6,700 万人ほどとなり、我が国の人口減少幅を上回る約 1,400 万人が減少するものと予測されています。

これを受け、総務省が平成 29 年に設置した「自治体戦略 2040 構想研究会」では、2040 年代における人口動態や社会環境の未来予測を示し、特に労働人口の極端な減少と、社会全体で支える高齢者数の増加、税収の確保などが大きな課題となると指摘した上で、行政職員数が一定数減少する見込みに対し、手続そのものの簡素化や単純業務を AI などのロボティックへ切り替えるなど、人口減少社会時代のパラダイムに向けた地方自治体の施策の転換について提言がなされました。

このような中、新型コロナウイルス感染症のパンデミック⁶は、これまでの市民や企業の事業スタイルに大きな影響を与え、非対面、非接触での生活や企業活動を実現するため、「Web 会議システムを活用したテレワーク⁷」や「キャッシュレスサービスによる電子決済」など、デジタル技術を活用した取組が急速に取り入れられ、社会のデジタル化が大きく進展しました。

1-7 巻末の用語集に記載

併せて、行政分野のデジタル化を強力に推進させるため、国においては、令和3年にこれまでの「IT 基本法」を発展させ、今後の国や地方が共に取り組むデジタル施策の基本方針を盛り込んだ、「デジタル社会形成基本法」等から成る「デジタル改革関連法」を制定するとともに、「デジタル庁」を設立し、同年に閣議決定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、施策を進めています。

また、地方に対しても、令和2年に「自治体デジタル・トランスフォーメーション⁸（DX）推進計画」を策定し、自治体行政のDXの推進を図るとともに、デジタル技術を活用して地方創生を図るために令和4年に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を閣議決定し、令和6年からは「地方創生2.0」の起動を図るなど、社会生活や行政活動へのデジタル技術の活用を強く推進しています。

このように、Society5.0に代表される新たな時代の潮流を迎える中、デジタル技術を活用した社会を進めるためには、これまでの「紙」を中心とした社会から、「データ」そのものが社会基盤として流通する時代へと変革が進んでおり、「紙」を起点とした様々な手続そのものを根本から変革していくパラダイムシフト⁹が必要とされています。

このため、今回の取組においては、現在のオンライン化されていない業務を単に電子化するのではなく、手続が発生する起点を「紙」から「データ」に置換えることを前提とし、手続の流れそのものを再点検・再構築する必要があります。これまで「手段を提供すること」に主眼を置いていた様々な行政サービスに、利用者のニーズや視点から「サービス・デザイン」思考を取入れます。この再構築には、自治体職員の意識改革を喚起することも含めます。

加えて、進化するデジタル技術は、これまで対応が難しかった地域の課題解決に対する一助となります。また、デジタルに不慣れであることから、スマートフォンなど情報通信機器を利用されなかった方々にも、きっかけづくりやサポートを充実させることにより、積極的にデジタル手続が利用されるような取組も必要です。

8-9 巻末の用語集に記載

このような状況を踏まえ、大規模な改革を進めていくには、一定の将来的見通しを踏まえた上で、デジタル技術や社会情勢の変化を適切に反映させる基本的指針を策定する必要があります。

来るべき将来社会構造の変化を予測し、進化するデジタル技術に応じ、適宜方針を見直すことを前提として、現時点における静岡市デジタル化推進プラン（以下、「本市推進プラン」という。）を策定します。



図 I - 3 『自治体行政の基本的考え方①』

【出典】総務省『自治体戦略 2040 構想研究会第一次・第二次報告の概要』

第2章 (1) コロナ禍で拡大したデジタル活用



図 I - 4 『コロナ禍で拡大したデジタル活用』

【出典】総務省『自治体戦略 2040 構想研究会第一次・第二次報告の概要』

デジタル改革関連法案の全体像



図 I - 5 『デジタル改革関連法案の全体像』

【出典】デジタル庁『これまでのデジタル改革の取組みについて』

第1 目指す姿、理念・原則、重点的な取組

1. デジタルにより目指す社会の姿／2. デジタル社会の実現に向けての理念・原則

デジタル社会の目指すビジョン

- 「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」
- （「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（2020.12.25））

→「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を進めることにつながる。



図 I - 6 『デジタル社会の目指すビジョン』

【出典】デジタル庁『デジタル社会の実現に向けた重点計画概要』

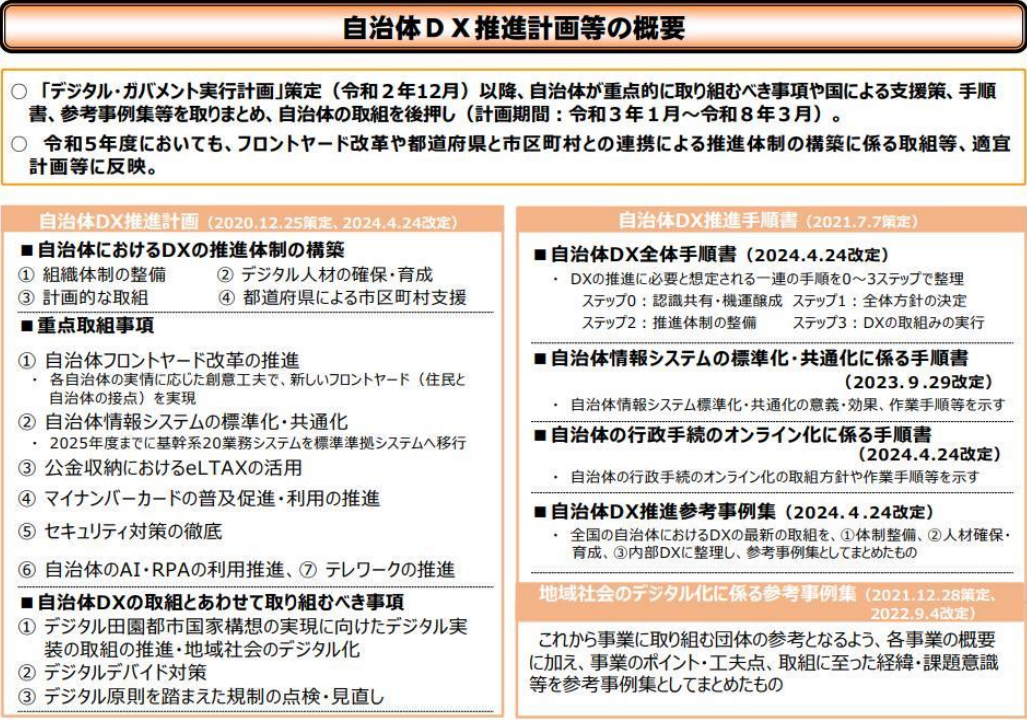


図 I - 7 『自治体 DX 推進計画等の概要』
【出典】総務省『自治体 DX 推進計画等の概要』

デジタル田園都市国家構想の成功の鍵

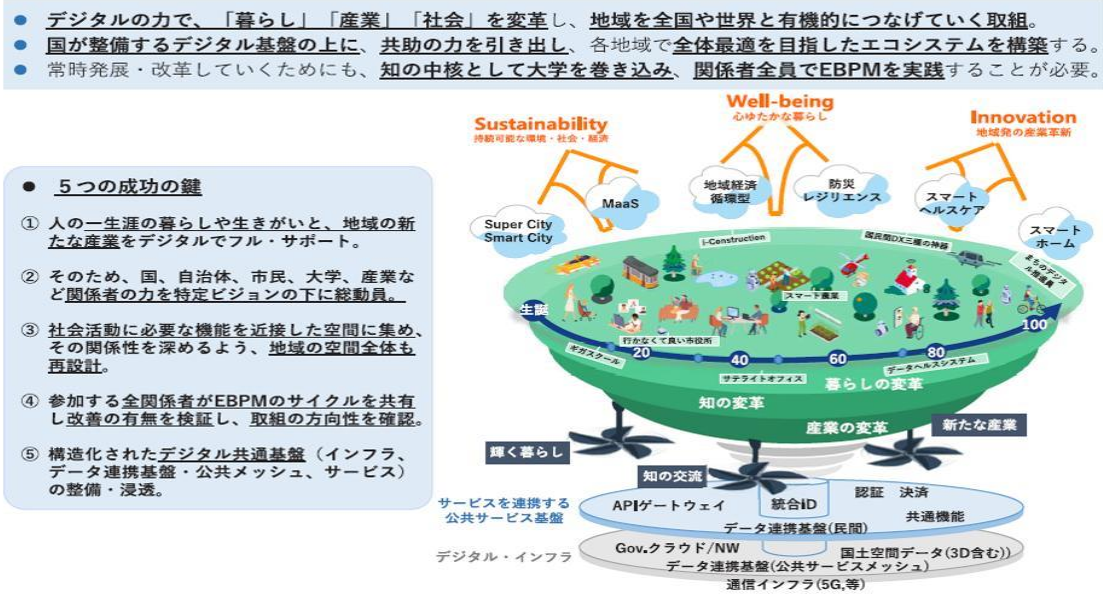


図 I - 8 『デジタル田園都市国家構想の成功の鍵』
【出典】デジタル庁『第2回デジタル田園都市国家構想実現会議デジタル庁提出資料』

地方創生2.0の「基本的な考え方」概要

◆地方創生2.0の基本構想の5本柱

※考えられる各省の施策項目を列挙。基本構想に向けて具体化

○以下の5本柱に沿った政策体系を検討し、来年度に、今後10年間集中的に取り組む基本構想を取りまとめる

①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

- 魅力ある働き方、職場づくり、人づくりを起点とした社会の変革により、楽しく働き、楽しく暮らせる場所として、「若者・女性にも選ばれる地方（＝楽しい地方）」をつくる
- 年齢を問わず誰もが安心して暮らせるよう、地域のコミュニティ、日常生活に不可欠なサービスを維持
- 災害から地方を守るための事前防災、危機管理

②東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散

- 分散型国づくりの観点から、企業や大学の地方分散や政府機関等の移転などに取り組む
- 地方への移住や企業移転、関係人口の増加など人の流れを創り、過度な東京一極集中の弊害を是正

③付加価値創出型の新しい地方経済の創生

- 農林水産業や観光産業を高付加価値化し、自然や文化・芸術など地域資源を最大活用した高付加価値型の産業・事業を創出
- 内外から地方への投融資促進
- 地方起点で成長し、ヒト・モノ・金・情報の流れをつくるエコシステムを形成

④デジタル・新技術の徹底活用

- ブロックチェーン、DX・GXの面的展開などデジタル・新技術を活用した付加価値創出など地方経済の活性化、オンライン診療、オンデマンド交通、ドローン配送や「情報格差ゼロ」の地方の創出など、地方におけるデジタルライフラインやサイバーセキュリティを含むデジタル基盤の構築を支援し、生活環境の改善につなげる
- デジタル技術の活用や地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進める

⑤「産官学金労官」の連携など、国民的な機運の向上

- 地域で知恵を出し合い、地域自らが考え、行動を起こすための合意形成に努める取組を進める
- 地方と都市の間で、また地域の内外で人材をシェアする流れをつくる

◆基本構想の策定に向けた国民的な議論の喚起

- 地方の現場をできるだけ訪問・視察し、意見交換を幅広く重ね、地方の意見を直接くみ取り、今後の施策に活かす
- 有識者会議でテーマごとに地方の現場で地方創生に取り組む関係者のヒアリングや現地視察を行い意見を直接くみ取る

図 I - 9 『地方創生 2.0 の「基本的な考え方」概要』

【出典】内閣官房『地方創生 2.0 の「基本的な考え方」概要』

第 1 章 推進プランの策定の背景

第 1 節 「紙」から「データ」が社会基盤となる時代背景の変革

私たちの社会生活は、紙と携帯電話・パソコンの時代から、スマートフォンを中心とした手軽で快適な電子サービスに移行しつつあり、キャッシュレス決済¹⁰やサブスクリプション¹¹（定額サービス）を頻繁に利用するなど生活の殆どが電子的な手続で行える下地が整ってきていました。

一方、行政分野の手続では、これまでもデジタル化による手続の簡素化が検討されていましたが、厳格な本人確認によるなりすましの防止や、申請者自身の意思を書面にて確認する手続を求めています。

そのような中、新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、「対面」や「接触」を極力避けることが求められ、早急なデジタル手続への加速が求められることとなりました。

国においては、平成 30 年に「デジタル・ガバメント実行計画」を策定し、令和 2 年に自治体のデジタル化を推進させる「自治体 DX 推進計画」、令和 3 年には、社会全般のデジタル化を推進させる「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を策定するなど、デジタル社会の一層の推進を図っています。

特に「自治体 DX 推進計画」では、これまでの原則を行政サービスの基盤であった「紙」から、手続の発生時から完結するまでを「データ」化された行政手続へと再構築すること、手続そのもののデジタル化に伴い、事務手続の在り方も再見直しする「DX」（デジタル・トランスフォーメーション）に本格的に取り組むことが明確に示されました。

この方針による最も重要な点は、これまでの社会基盤であった「紙」に代わり、「データ」が新たな社会基盤となることで、発生から手続完結までに必要であった転記入力作業などの人による諸手続を見直すのみでなく、発生時点から「データ」であることに着目

10-11 巻末の用語集に記載

し、どのように利活用していくか、までを考慮した発想の転換が求められることが、行政のDXにおける大きな課題となります。

この発想の転換は、単に現在職員が行っている作業をデジタル化するだけではありません。扱うデータの関連性を含めた業務全体を俯瞰した上で、連携できるところは部門を超えてデータ連携、あるいは業務連携を行うなど、全体的な最適化（BPR¹²）が必要となります。

将来的な人口減少時代を考慮し、デジタル化と人的配置を含めた取組となるよう、検討を進めていくことが重要となります。

近い将来、行政手続の殆どがオンラインで完結するよう、国を中心に検討が進められており、いずれは「紙」による証明などが全て電子化されることが期待されます。このため、本市でも様々な手続の電子申請化の検討を進めていますが、「紙」による運用が終了するまでの過渡期における進め方が課題となっています。

¹² 巻末の用語集に記載

【2020年改定版】デジタル・ガバメント実行計画の概要

➤ デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～ ➤ デジタル庁設置を見据えた「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を踏まえ、国・地方デジタル化指針を盛り込む等デジタル・ガバメントの取組を加速	
サービスデザイン・業務改革（BPR）の徹底 ✓ 利用者のニーズから出発する、エンドツーエンドで考える等のサービス設計12箇条に基づき、「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービス ✓ 利用者にとって、行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結される行政サービスの100%デジタル化の実現 ✓ 業務改革（BPR）を徹底し、利用者の違いや現場業務の詳細まで把握・分析	一元的なプロジェクト管理の強化等 ✓ デジタル庁の設置も見据え、全ての政府情報システムについて、予算要求前から執行までの各段階における一元的なプロジェクト管理を強化 ✓ 政府情報システムの効率化、高度化等のため、情報システム関係予算の一括計上の対象範囲を拡大（全システム関係予算のデジタル庁一括計上を検討） ✓ 機動的・効率的・効果的なシステム整備のため、契約締結前に複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする新たな調達・契約方法の試行 ✓ 政府情報システムの運用等経費、整備経費のうちシステム改修に係る経費を令和7年度までに3割削減を目指す（令和2年度比） ✓ 外部の高度専門人材活用の仕組み、公務員試験によるIT人材採用の仕組みを早期に導入
国・地方デジタル化指針 「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告（工程表含む）」に基づき推進 ✓ 国・地方の情報システムの共通基盤となる「（仮称）Gov-Cloud」の仕組みの整備 ✓ ワンストップ実現のための社会保障・税・災害の3分野以外における情報連携やブッシュ通知の検討、情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直し ✓ 国・地方のネットワーク構造の抜本的見直し（高速・安価・大容量に） ✓ 自治体の業務システムの標準化・共通化・「（仮称）Gov-Cloud」活用 ✓ 強力な司令塔となるデジタル庁設置、J-LISを国・地方が共同で管理する法人へ転換 ✓ 公金受取口座を登録する仕組み、預貯金付番を円滑に進める仕組みの創設 ✓ マイナンバーカード機能をスマートフォンに搭載、電子証明書の暗証番号の再設定等を郵便局においても可能に、未取得者への二次元コード付きカード交付申請書の送付、各種カードとの一体化（運転免許証、在留カード、各種の国家資格等） ✓ マイナンバーのUX・UI改善（全自治体接続等）、情報ハブ機能の強化 ✓ 個人情報保護法の見直し（法律等の一元化、民間事業者等の負担軽減） ✓ 戸籍における読み仮名の法制化（カードへのローマ字表記、システム処理の迅速化）	行政手続のデジタル化、ワンストップサービス推進等 ✓ 書面・押印・対面の見直しに伴い、行政手続のオンライン化を推進 ✓ 登記事項証明書（情報連携開始済）、戸籍（令和5年度以降）等について、行政機関間の情報連携により、順次、各手続における添付書類の省略を実現 ✓ 子育て、介護、引越、死亡・相続、企業が行う従業員の社会保障・税及び法人設立に関する手続についてワンストップサービスを推進 ✓ 法人デジタルプラットフォームの機能拡充による法人等の手続の利便性向上
デジタル・ガバメント実現のための基盤の整備（上記指針以外） ✓ 政府全体で共通利用するシステム、基盤、機能等（デジタルインフラ）の整備 ✓ クラウドサービスの利用の検討の徹底、セキュリティ評価制度（ISMAP）の推進 ✓ 情報セキュリティ対策の徹底・個人情報の保護、業務継続性の確保 ✓ 新たなデータ戦略に基づき、ベースレジストリ（法人、土地等に関する基本データ）の整備、プラットフォームとしての行政の構築、行政保有データのオープン化の強化等を推進	デジタルデバйд対策・広報等の実施 ✓ 身近なところで相談を受けるデジタル活用支援員の仕組みを本格的に実施 ✓ SNS・動画等による分かりやすい広報・国民参加型イベントの実施
地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進 ✓ 自治体の業務システムの標準化・共通化を加速（国が財源面を含め支援） ✓ マイナンバーの活用等により地方公共団体の行政手続（条例・規則に基づく行政手続を含む）のオンライン化を推進 ✓ 「自治体DX推進計画」に基づき自治体の取組を支援 ✓ クラウドサービスの利用、AI・RPA等による業務効率化を推進 ✓ 「地域情報化アドバイザー」の活用等によるデジタル人材の確保・育成	

※本計画は、デジタル手続法に基づき情報システム整備計画として位置付けることとする。

図 II - 1 『【2020年改定版】デジタル・ガバメント実行計画の概要』

【出典】内閣府『デジタル・ガバメント実行計画の概要』

自治体DX推進計画等の概要

- 「デジタル・ガバメント実行計画」策定（令和2年12月）以降、自治体が重点的に取り組むべき事項や国による支援策、手続書、参考事例集等を取りまとめ、自治体の取組を後押し（計画期間：令和3年1月～令和8年3月）。
- 令和5年度においても、フロントヤード改革や都道府県と市区町村との連携による推進体制の構築に係る取組等、適宜計画等に反映。

自治体DX推進計画（2020.12.25策定、2024.4.24改定） ■ 自治体におけるDXの推進体制の構築 ① 組織体制の整備 ② デジタル人材の確保・育成 ③ 計画的な取組 ④ 都道府県による市区町村支援 ■ 重点取組事項 ① 自治体フロントヤード改革の推進 ・ 各自治体の実情に応じた創意工夫で、新しいフロントヤード（住民と自治体の接点）を実現 ② 自治体情報システムの標準化・共通化 ・ 2025年度までに基幹系20業務システムを標準準拠システムへ移行 ③ 公金収納におけるeLTAXの活用 ④ マイナンバーカードの普及促進・利用の推進 ⑤ セキュリティ対策の徹底 ⑥ 自治体のAI・RPAの利用推進、⑦ テレワークの推進 ■ 自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項 ① デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化 ② デジタルデバйд対策 ③ デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し	自治体DX推進手続書（2021.7.7策定） ■ 自治体DX全体手続書（2024.4.24改定） ・ DXの推進に必要な想定される一連の手順を0～3ステップで整理 ステップ0：認識共有・機運醸成 ステップ1：全体方針の決定 ステップ2：推進体制の整備 ステップ3：DXの取組の実行 ■ 自治体情報システムの標準化・共通化に係る手続書（2023.9.29改定） ・ 自治体情報システム標準化・共通化の意義・効果、作業手順等を示す ■ 自治体の行政手続のオンライン化に係る手続書（2024.4.24改定） ・ 自治体の行政手続のオンライン化の取組方針や作業手順等を示す ■ 自治体DX推進参考事例集（2024.4.24改定） ・ 全国の自治体におけるDXの最新の取組を、①体制整備、②人材確保・育成、③内部DXに整理し、参考事例集としてまとめたもの 地域社会のデジタル化に係る参考事例集（2021.12.28策定、2022.9.4改定） これから事業に取り組む団体の参考となるよう、各事業の概要に加え、事業のポイント・工夫点、取組に至った経緯・課題意識等を参考事例集としてまとめたもの
---	---

（再掲）図 II - 2 『自治体DX推進計画等の概要』

【出典】総務省『自治体DX推進計画等の概要』

第1 目指す姿、理念・原則、重点的な取組

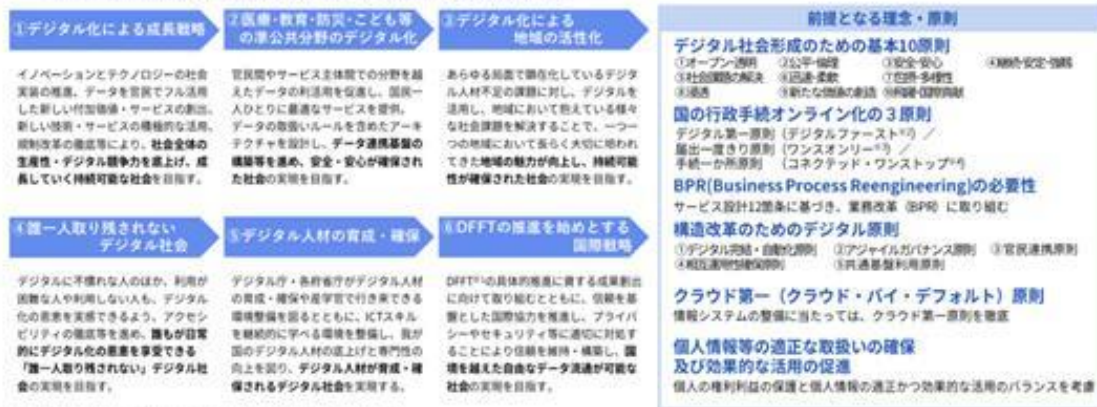
1. デジタルにより目指す社会の姿／2. デジタル社会の実現に向けての理念・原則

デジタル社会の目指すビジョン

- 「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」

（『デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針』（2020.12.25））

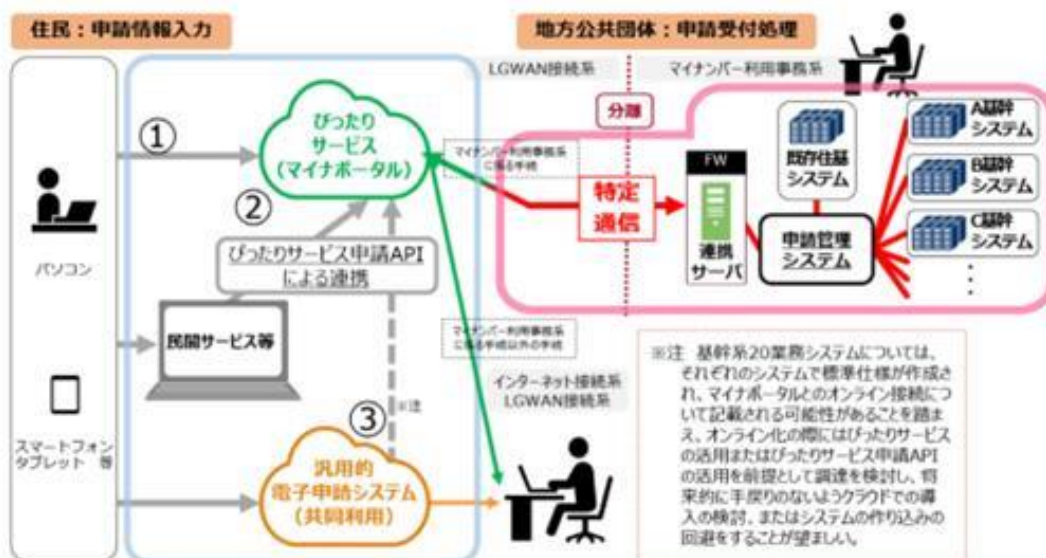
→「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を進めることにつながる。



（再掲）図II-3 『デジタル社会の目指すビジョン』

【出典】デジタル庁『デジタル社会の実現に向けた重点計画概要』

自治体の行政手続オンライン化の仕組み(イメージ)



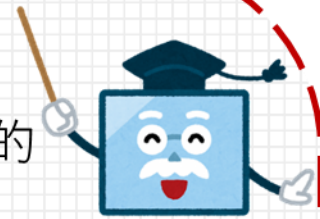
図II-4 『自治体の行政手続オンライン化の仕組み（イメージ）』

【出典】総務省『行政手続のオンライン化に係る手順書【第3.0版】』

● いまさら聞けない用語辞典 ●



デジタル・トランスフォー
メーション (DX) って具体的
にはどんなことですか？



最近よく聞くDX（デジタル・トランスフォーメーション）ですが、その意味は実は意外と難解な言葉ですね。

DXを推進する経済産業省では、ガイドラインの中でDXを次のように定義しています。

「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」

難しい表現ですが、端的には、「これまで行ってきた業務手順や慣習などの根源である紙や経験値などをデジタル技術に置換え、一から再構築することにより、無駄を排除し生産性や効率化を図ると共に、変化の激しい社会環境に柔軟に対応できるよう、社風を含め大胆に変革していく運動」と整理できます。

例えば、これまで「紙」と「押印」による申請であったものが、電子申請の実現によるデータで受領できた場合、
→（直接効果）紙内容のシステム転記などの中間作業が省略
→（間接効果）関連する部署にもデータ転送が可能



更に手続を整理していくことで・・・

→（相対効果）受領部門で一括処理が可能
→（相対効果）組織自体を集約
など、次々とこれまでの事務手続の見直しが進んでいくことが考えられます。

このように、基本となる制度のデジタル化により、関連する様々な事務手続、慣例、習慣が見直され、生産性が上がってくること、これがDXが実現する効果となります。



1. 企業におけるデジタル化の取組

新型コロナウイルス感染症の拡大以前に、2010年代後半から企業を中心として「働き方改革¹³」に注目が集まり、在宅勤務の推奨や最新の情報ツールであるRPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)¹⁴の積極的な採用などにより、時間外労働の縮減や事業効率化といった取組が進められてきました。

この頃から「デジタル技術の活用」が時代の流れとなり、様々な企業内においても、デジタル技術等の新技術を活用し、次世代に向けた新規事業を創出する部門が新設されました。さらに、自企業に留まらず、他の企業や大学等の教育機関、行政、市民との連携による「オープンイノベーション¹⁵」や、先進自治体と組んで「スマートシティ¹⁶」を標榜した実証実験がスタートするなど、企業においても今後の新たな業務展開の模索が始まっています。

また、新型コロナウイルス感染症のパンデミックにあっては、在宅勤務を原則とした企業も出現し、本社機能を縮小、あるいは郊外に移すなど、その運営形態を大きく変化させると共に、この変化に合わせ社風や慣例を改革すべく、DXに取り組む企業も増加傾向にあります。

その一方で、事業効率化に向けてデジタル化に取り組みたいが、ノウハウが無い、デジタルに精通した人材がいない、などの理由により取組が進まない企業もあり、これら企業への支援が課題となっています。

13-16 巻末の用語集に記載

オープン・イノベーションの推進①

背景・課題

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、スタートアップ企業への投資が弱まることのないよう、新たな資金の供給を促進し、成長につなげていくことが必要
- 「知」を生み出す人材と、「知」の交流を生み付加価値を創出する場が重要であり、大学等の機能を拡張し、付加価値を創出する場として機能させることが必要

目指す社会

オープン・イノベーションの推進



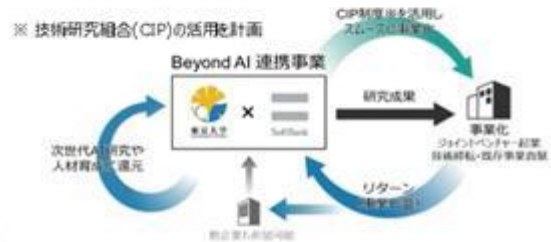
先進事例

組織と組織の産学連携

東京大学×ソフトバンク

- 当初からジョイントベンチャーによる事業化を見据えた研究を推進し、事業によって得たリターンを、さらなる研究活動や次世代のAI人材育成に活用

※ 技術研究組合(CIP)の活用を計画



大阪大学Hitz協働研究所



図Ⅱ-5 『オープンイノベーションの推進』

【出典】首相官邸 HP『オープンイノベーションの推進概要』

2. 地域事情や年齢等によりデジタル化の恩恵を受けられない方々への対応について

今後の自治体 DX の推進にあっては、地域課題の解決も整理することとされています。特に地勢的な事由により光回線が未整備の地域への対応や、高齢やご自身の障がいなどの理由により、デジタル化の恩恵を受けられない方々への対応が課題となります。

(1) 本市中山間地域の高速通信回線基盤について

本市市域における中山間地域については、これまで、主として費用対効果の観点から、民間通信事業者による光回線による高速通信回線網の整備が進んでいない状況であり、同地域内にお住まいの皆さんや、同地域へ移住を希望される方、あるいは進出を検討している企業にとっては、大きな課題でした。

この課題に対しては、国の交付金の活用や民間事業者の自主整備の進展により、市内の概ねの地域で光回線の利用環境が整いました。残る地域についても、新たな技術やサービスの進展による高速通信回線の提供を検討する必要があります。

(2) 高齢者などデジタル機器に疎遠な方々への対応について

身近な情報通信機器の進化、特にスマートフォンの機能向上については目を見張るものがあり、現在の普及状況は、世帯における所有率 90.6%（令和 6 年版情報通信白書第 1 章第 11 節の 1 を参照のこと）と、殆どの世帯でスマートフォンを所有する状況となっています。

その反面、70 歳以上の高齢者によるスマートフォンやタブレットの利用等が他の世代に比べて約半分と非常に低い状態です。理由として現在の暮らしの中で必要性を感じない、といった意見が大半を占めている中で、今後の行政分野においてデジタル技術を活用したサービスが進展・定着していくには、如何にこの世代へ関心を持ってもらうか、どのような施策が有効であるかを検証していく必要があります。

本市では、従前から継続的に生涯学習施設等でスマートフォン教室などを開催しています。様々な取組を通して、デジタル機器を苦手と感じている方にも、インターネットなどの楽しさや便利さに気づいていただく機会を増やしていき、今後も効果的な情報リテラシー¹⁷向上に資する取組を進めていく必要があります。

¹⁷ 巻末の用語集に記載

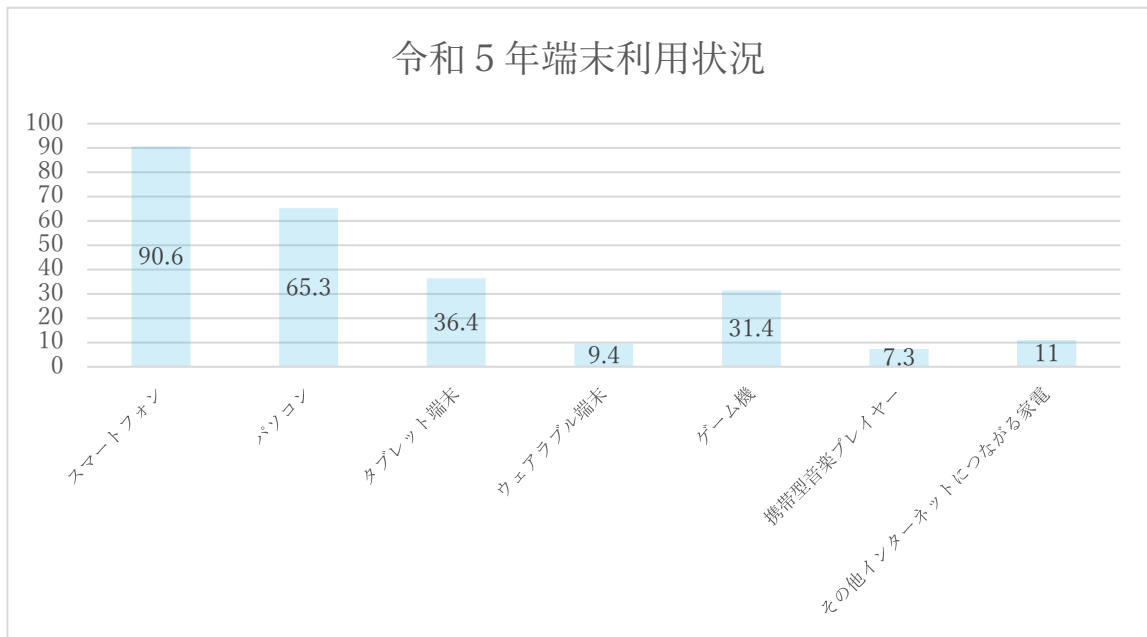


図 II - 6 総務省『令和 6 年通信利用動向調査』を加工して作成

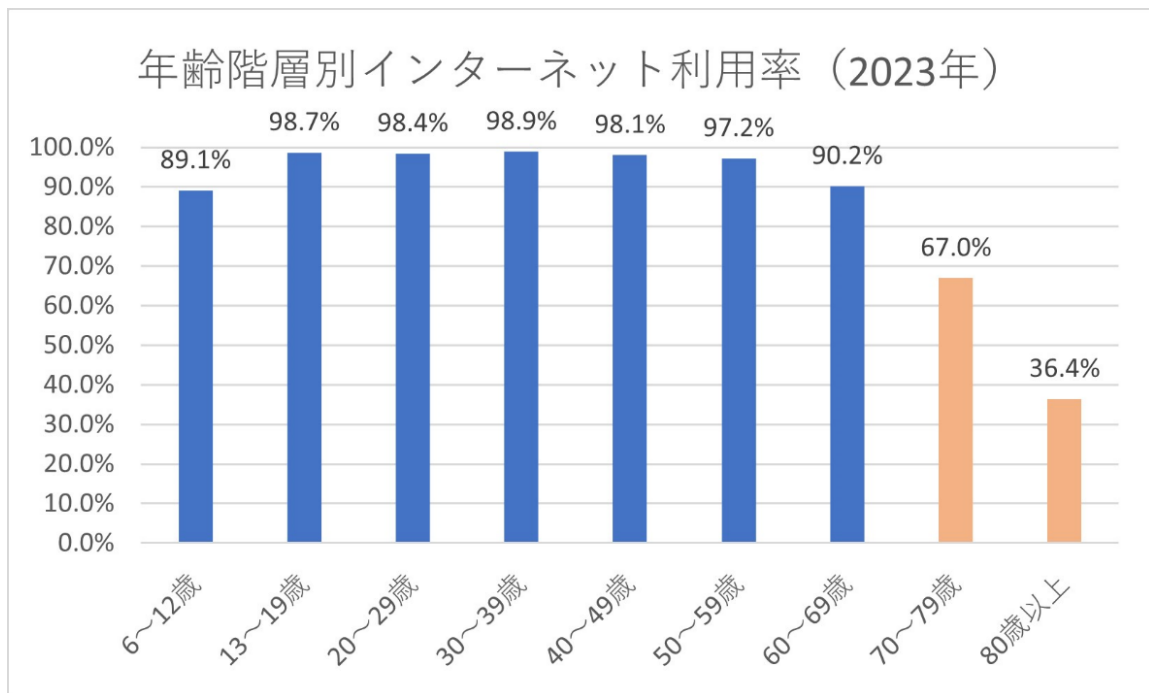


図 II - 7 総務省『令和 6 年版情報通信白書』を加工して作成

第3節 デジタル人材の確保と育成について

今後の本市デジタル化推進体制を考慮した場合、2つの観点からデジタル人材の確保と育成が必要となります。

1つ目は、専門分野の知識を有するデジタル人材の確保です。

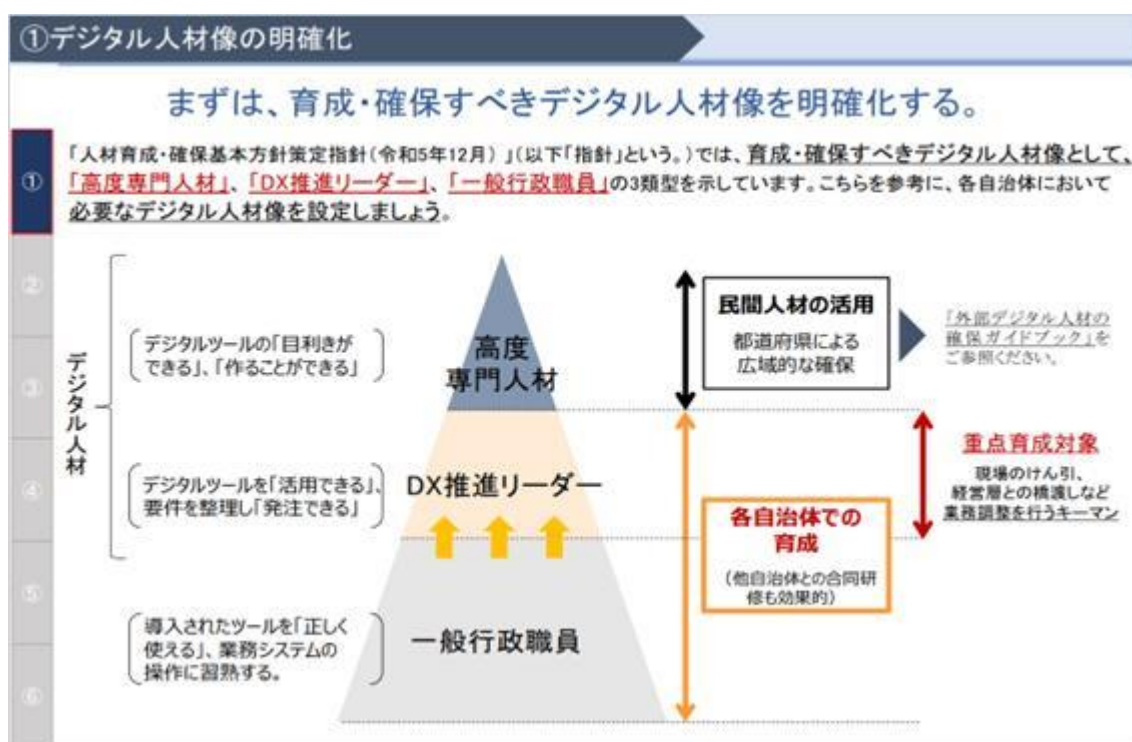
行政のデジタル部門では、これまで情報通信機器や通信ネットワーク知識など、主として情報システムの運用にかかる技能、知識を持つ人材が求められてきました。しかし、社会全体のデジタル化が進展していく中にあるのは、幅広くデジタル化施策に反映する能力や、スマートシティの推進など、更に専門的な知見を有する人材による助言などが必要となってきました。このようなデジタル人材は全国的に非常に少なく、各地方公共団体では、情報通信企業などからの人材の受入れや、専門人材を仲介する事業者を通じ募集をかけるなど、様々な手法で人材確保を進めています。同様に、本市においてもDXを推進していくために、専門領域に関して助言を受ける専門家の確保や専門職の採用を進める必要があります。

2つ目は、市職員の情報リテラシー向上に資する研修体制の充実です。

市職員も、日常の行政事務を通じて、パソコンなどの情報機器の利用は出来る状況にありますが、今後の行政部門におけるデジタル化の進展から、一定の情報技術や最新のテクノロジーに関する研修などを通じ、その基礎的な情報リテラシーを向上させていく必要があります。職員自身の業務における課題発見と、解決に向けてデジタル技術を積極的に利用できる基礎知識を有することで、市全体の効率化と生産性向上につながる事が期待されるためです。これまでは、情報技術に関する体系的な研修は、情報部門内に配属した職員が外部研修により知見を習得し、部門内でOJT¹⁸として広げることが中心でしたが、今後は一般職員の養成課程の一部として情報化教育を進めていけるよう検討が必要となります。

¹⁸ 巻末の用語集に記載

本市の取組以外にも、次世代のデジタル人材の養成として、現代のデジタル・ネイティブ世代¹⁹となる若年層について、新たな価値を創造する能力をもった人材を輩出できるよう、一定の学習を通じた育成を図る必要があります。既に、教育課程においては、プログラムを考える過程を学ぶカリキュラムや、GIGA スクール構想²⁰のような場所や時間を問わないデジタル教育環境の整備も進んでくるなど、環境が整いつつありますが、更に高等教育でも充実を図るといった、次世代のデジタル人材につながる取組が求められています。



図II-8 『市町村におけるデジタル人材の確保・育成の全体像（イメージ）』
【出典】総務省『（自治体 DX 全体手順書・別冊）デジタル人材の育成ガイドブック p5』

第4節 まとめ

本市推進プランの前書きである「はじめに」の章と本章の整理により、本市推進プランの策定にかかる背景を体系化した図を以下に示します。

行政のデジタル化は喫緊の課題であり、今後のデジタル施策の方向性を早急に定義する必要があることから、次章よりその内容について整理をしていきます。

1. はじめに【策定の背景】

【推進プラン策定の背景について】

本市を取り巻く社会環境は、急速に進展する情報技術による技術革新や本格的な人口減少社会の到来、新型コロナウイルス感染症のパンデミックを契機とした社会のデジタル化の進展等、大きな転換期を迎えている。

社会環境の急激な変化

- 新型コロナウイルスのパンデミックを契機に、対面を避けた「新しい生活様式」が推奨されている。
→「テレワーク」、「キャッシュレス決済」、「オンラインショッピング（EC）」などデジタル技術を活用した生活スタイルが定着。
- これまでの慣例から組織、制度を抜本的に変革する「DX（デジタル・トランスフォーメーション）」に注目が集まり、企業を中心に取組が始まっている。
- 地元企業や大学において、新たな価値創造や地方創生の取組として地域の持つ「データ」の利活用に着眼した様々な業種との協働の動きが起こっている。

国におけるデジタル化の強力な推進

- 行政手続のオンライン化や地方公共団体の基幹系業務の標準化などを盛り込んだ「デジタル・ガバメント実行計画」を改訂し、必要な法整備として「デジタル改革関連法」が成立。（R3.5） → 地方公共団体に対し、「自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進計画」や「官民データ活用推進計画」の策定を要請。
- デジタル技術を活用して地方創生を図る「デジタル田園都市国家構想」や、当該構想を発展的に引き継ぐ「地方創生2.0」を公表。

このような社会環境の変化を捉え、今後の本市のデジタル施策の方向性を定義すべき時期

- 社会環境の変化に伴い、これまでの「紙」を基盤とした行政手続や事務から「データ」を基盤とした業務方法へと変革することで、住民サービスにおける利便性や職員の業務効率の向上を図ることが求められている。【行政のデジタル化】
- デジタル技術とデータを活用することによる、様々なステークホルダーと協働して持続可能な都市の発展を目指すスマートシティの取組、民間企業のDX化に向けた支援など、地域のデジタル化に向けた取組を進めることが求められている。【地域のデジタル化】

デジタル技術の急速な進展と普及による大規模な社会変革に対応するため、
「推進プラン」として方向性や指針を定める。

2

図Ⅱ-9 静岡市デジタル化推進プラン（概要版）【推進プラン策定の背景について】

第2章 理念と目指す姿

本章では、本市推進プランについて、本市行政計画や法令における位置づけを整理すると共に、策定にかかる考え方について以下に記載します。

第1節 推進プランの位置づけについて

本市推進プランは、本市におけるデジタル技術を活用した行政施策の一環として上位の行政計画に位置づけが必要なこと、また国の法令や要請等により地域におけるデジタル化施策として策定することの二通りの側面があります。

1. 本市行政計画における位置づけ

本市推進プランは、本市における行政上の課題や地域の課題に対し、デジタル技術を活用した対応について、施策体系や推進体制、取組の期間などを整理の上、推進していきます。対象とする施策の範囲は、デジタル技術を活用する行政施策すべてになります。加えて、庁内各部門単独によるもの、部門間連携にて進めるもの、全庁的に進めるものなど、多岐に渡るものとなります。

そのため、本市の最上位の行政計画である「第4次静岡市総合計画」において、横断的な視点としてDXを位置づけています。この位置づけに基づき、総合計画に合わせて、本市推進プランの随時見直しを行うこととしています。

2. 国の要請に基づく位置づけ

(1) 市のDXの「全体方針」としての位置づけ

国は、令和2年に、「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、自治体が重点的に取組むべき事項・内容を定めた「自治体DX推進計画」を策定しました。そして、国が公表する手順書に従い、DXを推進する計画を策定するよう、令和3年に各自治体に対して要請しました。

本市推進プランに関しては、国の自治体 DX 全体手順書に即して策定し、手順書における、DX のビジョンと工程表で構成される「全体方針」として位置づけています。



図Ⅲ-1 『自治体 DX 全体手順書【第 1.0 版】概要』

【出典】総務省『自治体 DX 全体手順書の概要 p2』

本市推進プランにおいては、その施策体系において、オープンデータ²¹の推進やスマートシティ等の官民学などによる検討といった、官民データを利活用する取組を進めています。

この官民データの利活用に関しては、平成 28 年に制定された「官民データ活用推進基本法」第 9 条にて、市町村においても活用計画の策定に努めること（努力義務）とされており、本市推進プランは同条に規定する「基本的な計画」にあたるものとして位置づけています。

²¹ 巻末の用語集に記載

官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）の概要

目的 インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用（「官民データ活用」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与する。（1条）

第1章 総則

- ◆「官民データ」とは、電磁的記録（※1）に記録された情報（※2）であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるものをいう。（2条）
 - ※1 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。
 - ※2 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すこととなるおそれがあるものを除く。
- ◆基本理念
 - ①IT基本法等による施策と相まって、情報の円滑な流通の確保を図る（3条1項）
 - ②自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化等を図り、活力ある日本社会の実現に寄与（3条2項）
 - ③官民データ活用により得られた情報を根拠とする施策の企画及び立案により、効果的かつ効率的な行政の推進に資する（3条3項）
 - ④官民データ活用の推進に当たって、
 - ・安全性及び信頼性の確保、国民の権利利益、国の安全等が害されないようにすること（3条4項）
 - ・国民の利便性の向上に資する分野及び当該分野以外の行政分野での情報通信技術の更なる活用（3条5項）
 - ・国民の権利利益を保護しつつ、官民データの適正な活用を図るための基盤整備（3条6項）
 - ・多様な主体の連携を確保するため、規格の整備、互換性の確保等の基盤整備（3条7項）
 - ・AI、IoT、クラウド等の先端技術の活用（3条8項）
- ◆国、地方公共団体及び事業者の責務（4条～6条）
- ◆法制上の措置等（7条）

第2章 官民データ活用推進基本計画等

- ◆政府による官民データ活用推進基本計画の策定（8条）
- ◆都道府県による都道府県官民データ活用推進計画の策定（9条1項）
- ◆市町村による市町村官民データ活用推進計画の策定（努力義務）（9条3項）

第3章 基本的施策

- ◆行政手続に係るオンライン利用の原則化・民間事業者等の手続に係るオンライン利用の促進（10条）
- ◆国・地方公共団体・事業者による自ら保有する官民データの活用の推進等、関連する制度の見直し（コンテンツ流通円滑化を含む）（11条）
- ◆官民データの円滑な流通を促進するため、データ流通における個人の関与の仕組みの構築等（12条）
- ◆地理的な制約、年齢その他の要因に基づく情報通信技術の利用機会又は活用に係る格差の是正（14条）
- ◆情報システムに係る規格の整備、互換性の確保、業務の見直し、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備（サービスプラットフォーム）（15条）
- ◆国及び地方公共団体の施策の整合性の確保（19条）
- ◆その他、マイナンバーカードの利用（13条）、研究開発の推進等（16条）、人材の育成及び確保（17条）、教育及び学習振興、普及啓発等（18条）

第4章 官民データ活用推進戦略会議

- ◆IT戦略本部の下に官民データ活用推進戦略会議を設置（20条）
- ◆官民データ活用推進戦略会議の組織（議長は内閣総理大臣）（22、23条）
- ◆計画の策定及び計画に基づく施策の実施等に関する体制の整備（議長による重点分野の指定、関係行政機関の長に対する勧告等）（20条～28条）
- ◆地方公共団体への協力（27条）

附則

- ◆施行期日は公布日（附則1項）
- ◆本法の円滑な施行に資するための、国による地方公共団体に対する協力（附則2項）

図Ⅲ-2 『官民データ活用推進基本法の概要』

【出典】首相官邸『官民データ活用推進の体制整備』

第 2 節 **本市** 推進プランの策定方針について

本市推進プランは、今後の本市デジタル化施策における方針、方向性を示すものとして策定しています。

デジタル技術に関しては、テクノロジーの進化が著しく、技術的なトレンドも目まぐるしく変わること、また国のデジタル化の加速スピードもこれまでにないほど早いことから、将来予測が見通しにくく、かつ変化が激しい分野となります。

このため、一定の将来のあるべき姿を見通した上で、実現に近づける施策方針や方向性を定め、随時の見直しにより実践していく方法としています。

なお、この考え方にに基づき、以下の 3 点を策定の方針として進めることとしました。

- (1) 社会情勢の変化やデジタル技術の進展が著しく、長期的かつ固定的な実施計画の策定が難しいことから、施策については、状況に応じ見直しを図ることとします。このため、策定時に想定していた施策であっても、実施時の情勢に合わせ内容・手法を変更していくこととします。
- (2) 本市推進プランの終期については、「静岡市第 4 次総合計画」と合わせ、当該計画の終期である 2030 年とします。この 2030 年の将来に焦点をあて、期待する将来像からの視点（バックキャスト²²）をもって施策の体系化を行い、現在進行中の施策や、今後に備え対応を進めるべき個別施策の方向性を位置づけすることとしました。なお、2030 年代における将来予測については、後章となる第 3 章にて整理しています。
- (3) 本市推進プラン自体についても、前述のとおり社会情勢の変化に合わせ随時見直しを行うこととします。

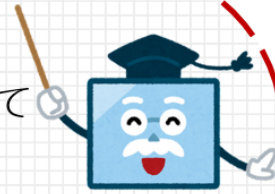
なお、以降については、各年度において総合計画に合わせた施策の進捗管理を行っていきますが、状況の変化に合わせ、部分的な見直しは必要となります。また、推進プランそのものを大幅に変更するかについては、社会情勢の変化に合わせて検討していきます。

²² 巻末の用語集に記載

● いまさら聞けない用語辞典 ●



デジタル技術での10年間って
どれだけ変わるの？



今回の推進プランの策定では、2030年を一つの目標期限としておりますが、テクノロジーの進化が大きいことから社会状況の変化に合わせ、随時見直しをすることとしています。では、実際にデジタルにおける10年間はどれだけ変化するのかを、今から10年前の2011年と比べてみましょう。

○2011年の主な出来事やデジタル技術について

3月に東日本大震災が発生、7月アナログのテレビ放送が終了した年

- ・ SNSサービス 「LINE」 がサービスを開始
（フェイスブック、ツイッターは2006年、インスタグラムは2010年サービス開始）
- ・ iphone 4 sが、2011年発売
- ・ PCはWindows7（2009年発売）が主流 Windows8が2012年発売）

なお、この年の情報通信白書でも、インターネットの利用は携帯端末よりPC利用が主流であり、用語としてもスマートフォンやSNSに関する記述は無い状態でした。また、家庭における光回線契約も、約2000万回線と、現在の3400万回線の約6割程度の普及状況でした。

また、現在のサブスクリプションによる音楽・動画通信サービス（2015年頃）やUberEatsなど宅配サービスなども行われていない状況でした。

このように、デジタル技術を活用したデジタルサービスがこの10年間で大きく進展し、私たちの暮らしも大きく変化してきました。

今回の推進プランで位置づけした2030年代には、AI技術などの進化により、現在では想像もつかない社会となっていていと考えられます。

この流れに柔軟に対応していくよう、プランは随時アップデートしていく必要があります。



第3節 本市推進プランの目指す姿について

1. 目指す姿について

「誰もがデジタル化による豊かさを享受できる地域社会の実現」

を本市推進プランにおける将来目指す姿（方向性）として定めました。

また、この目指す姿の背景として、

デジタル技術の活用による課題解決が国の重要施策として位置づけられる中、「世界に輝く静岡」の実現を目的として、「SDGs²³」の視点を取り入れ、静岡市の「デジタル政策」を進めるうえでの目指す姿を明確にしたものです。

本市推進プランを本市第4次総合計画内に位置づけることで、本市第4次総合計画における基本的考え方や方針を踏襲します。その上で、デジタル技術がもたらす様々な利便性、また、デジタル技術を活用した新しい都市創造の推進などにより、市民の皆さんや、地域社会が「豊かさ」を受けられることを目標として、このテーマを定めることとしました。

²³巻末の用語集に記載

参考：現在までに表明されている国や県内におけるデジタル化方針

○国における現在のデジタル化推進における方向性

- ・基本方針：デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和３年１２月２４日策定）
- ・基本理念：「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選

ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」

「誰一人取り残されない、人にやさしいデジタル化」

○静岡県

基本計画：「ふじのくに DX 推進計画」（令和４年３月策定）

基本理念：「誰にも優しく、誰もが便利に、安全・安心、そして豊かに」

○浜松市

基本構想：デジタル・スマートシティ構想（令和３年３月策定）

将来像：～デジタルで“繋がる未来”を共創～

人口減少・少子高齢化やインフラ老朽化、コロナ禍の状況においてデジタ

ルの力を最大限に活用し、「市民 QoL（生活の質）の向上」と「都市の最

適化」を目指し、デジタルで“繋がる未来”を官民で共創します

基本理念：「市民 QoL（生活の質）の向上」と「都市の最適化」

第 3 章 施策の体系について

本市推進プランの目標年に向けた取組について、施策体系や個別目標を整理します。

本市推進プランは、本市第 4 次総合計画の終期となる 2030 年に合わせ策定しています。このため、2030 年の社会環境についての将来を予測し、これまで整理した現状の課題を照らし合わせた上で、2030 年を目標に実現を目指す施策とその方向性を体系化し整理します。

ただし、新たな感染症の発生などの予測不能な事態の発生や、大きな世相の変化、テクノロジーの飛躍的な進化などにより、予測は随時変化することが予想されます。このため、本市推進プラン自体も、社会環境の変化に合わせ、随時更新するものとしします。

以下、第 1 節では、様々な統計資料などで示される 2030 年の想定について整理を行い、第 2 節で将来想定を踏まえて、本市推進プランにおける施策の体系を整理します。

第 1 節 2030 年の将来について

1. 人口減少社会の更なる進展

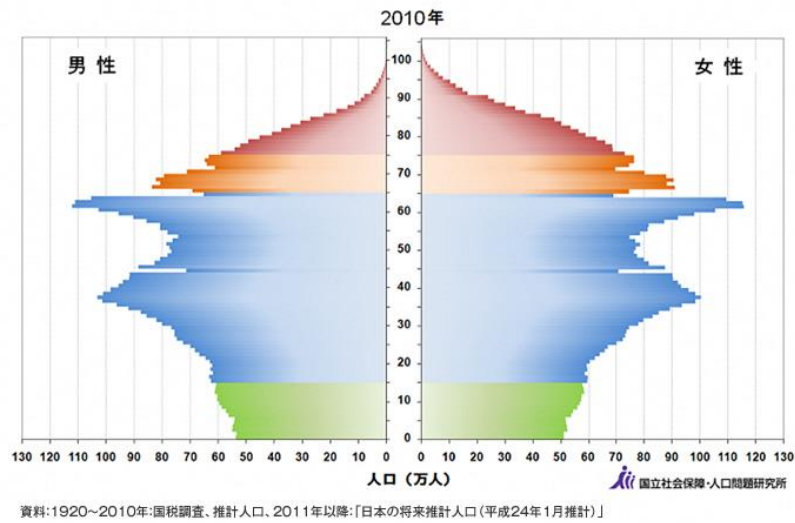
2030 年代に入ると、少子高齢化の進展により、人口の約 1 / 3 が高齢者になると予測され、この影響として「2030 年問題」がクローズアップされています。2030 年に向け、人口減少の影響により生産年齢人口が急激に減少することで、我が国の経済活動を含め様々な面での影響が懸念されています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、2010 年には約 1 億 2,800 万人だった日本の人口が、2030 年には 1 億 1,660 万人余りと 20 年間で約 1,100 万人が減少すると試算されています（出生中位（死亡中位）推計）。この減少幅が最も顕著となるのが、前述の生産年齢人口であり、2010 年には 8,100 万人以上であった生産年齢人口は、2030 年には 6,700 万人ほどとなり、我が国の人口減少を上回るものと予測されています。

また、静岡市が独自に調査した将来人口推計においても同様に、2024 年には 675,506 人だった人口が、2050 年 9 月には約 49 万人まで減少するという推計結果も報告されています。

経済活動や社会保障費、また行政における税収にも影響する大きな問題とされています。（図Ⅳ- 1、Ⅳ- 2 参照。）

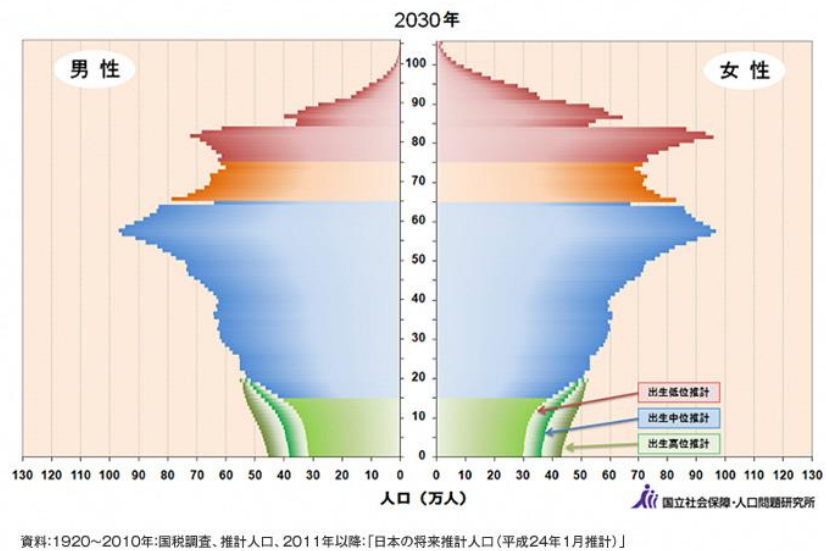
人口ピラミッド(国立社会保障・人口問題研究所の推計による。)



図IV-1 『2010年の人口ピラミッド』

【出典】国立社会保障・人口問題研究所 HP (<https://www.ipss.go.jp/>)
『2010年の人口ピラミッド』

人口ピラミッド(国立社会保障・人口問題研究所の推計による。)



図IV-2 『2030年の人口ピラミッド』

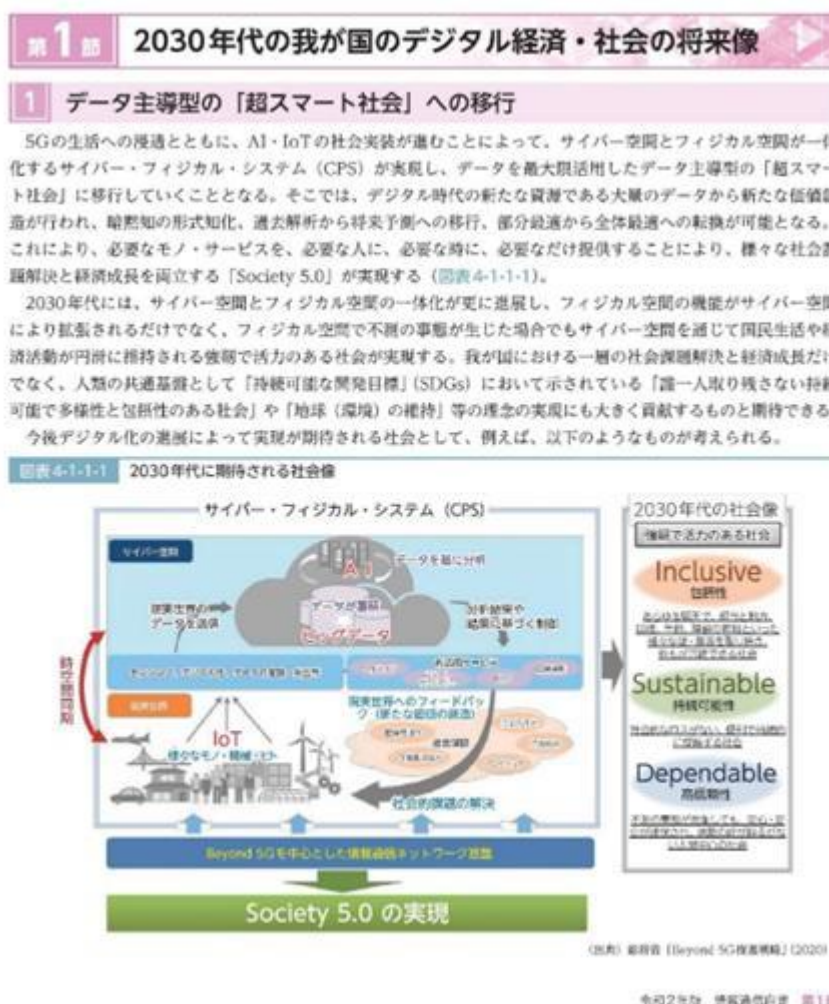
【出典】国立社会保障・人口問題研究所 HP (<https://www.ipss.go.jp/>)
『2030年の人口ピラミッド』

2. デジタル経済・社会の将来像

このような状況を克服していくためには、より一層のテクノロジーを駆使した施策が必要です。

国は、2030 年代も活力ある社会を持続・実現するためのアプローチとして、「令和 2 年版情報通信白書」において、2030 年代は、現在整備が進む高速移動通信規格 5G の次の世代として、より一層のデジタル化社会が進展し、データを最大限活用したデータ主導型の「超スマート社会」に移行していることを予測しています。また、国はこの状態を従前から国が提唱してきた「Society5.0」が実現している社会と定義しています。

なお、具体的な施策事例として以下の内容が挙げられています。



図IV-3 『2030年代の我が国のデジタル経済・社会の将来像』
【出典】総務省『令和2年版情報通信白書』

2030 年代の社会像・・・「強靱で活力のある社会」と定義

- ◎距離や場所によらない働き方や疑似体験の実現・・・テレワークの定着、e スポーツ²⁴や AR/VR²⁵（仮想現実・仮想空間）を利用したバーチャル観光の普及
- ◎AI 技術の進展による言語の壁を越えたリアルタイムコミュニケーションの拡大
- ◎多様な世界の教育制度を利用した、その人にとって最適な教育環境の実現
- ◎人口減少による限られた人的資源を有効に活用するため、行政事務などに AI や RPA など省力化の積極的利用や、市民の社会参画や共助を促すための情報共有化、IoT による社会インフラの最適管理、蓄積するデータから個人個人のニーズに合わせたサービス（例：個々にあったヘルスケア情報に基づく予防医療など）の実現
- ◎行政機関等からの信頼性の高い公共オープンデータの社会的共有による様々な利用拡大と高度なセキュリティによるプライバシーの確保
- ◎デジタル技術を活用した防災意識の醸成や発災時における罹災情報の迅速な収集やドローンなどを活用した救援・救護体制の実現

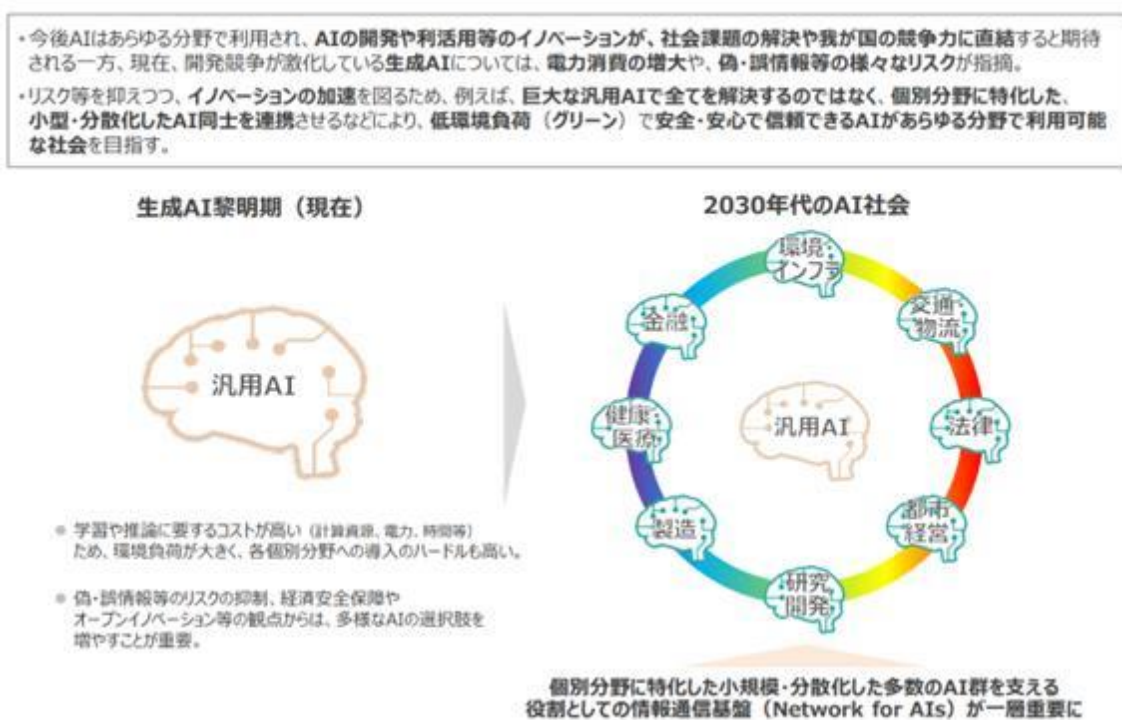
24-25 巻末の用語集に記載

また、国の策定した Beyond 5 G の実現に向けた戦略の中で、様々なデジタル関係のインフラ整備を推進することが示されています。それに加え、AI の開発や利活用等のイノベーションが社会課題の解決に直結することが期待されると示されています。

他方で、開発競争が激化している生成 AI²⁶については、電力消費の増大、偽・誤情報の生成等のリスクが指摘されていることを踏まえ、安全・安心で信頼できる AI があらゆる分野で利用可能な社会を目指していくべきとしています。

このことも、テクノロジーを駆使した施策として求められていくものとして、本市でも利活用に向けて検討を進めます。

2030年代の社会におけるAIの利活用イメージ



図IV-4 『2030年代の社会におけるAIの利活用イメージ』

【出典】総務省

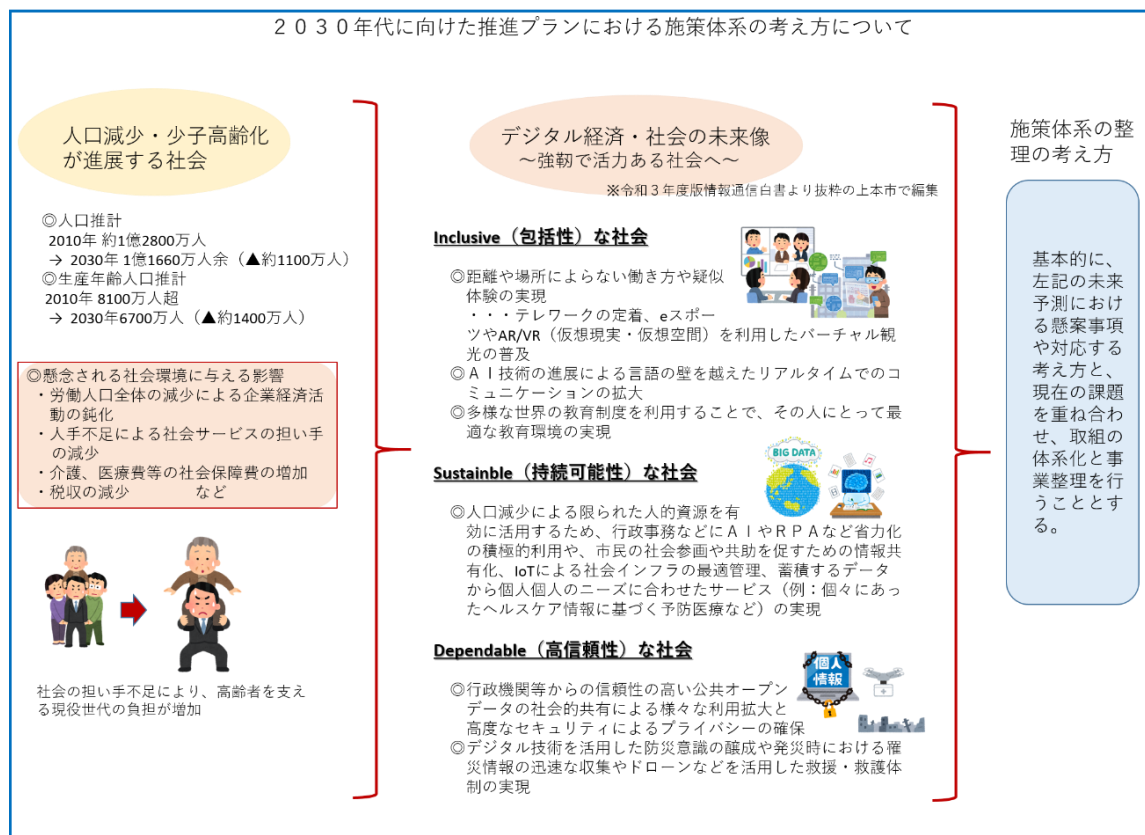
『AI社会を支える次世代情報通信基盤の実現に向けた戦略概要-Beyond 5 G 推進戦略 2.0』

²⁶ 巻末の用語集に記載

3. まとめ

上記のとおり、2030年代の将来については、急速な人口減少と少子高齢化の進展による社会環境への影響を、進化するテクノロジーで対処、克服していくものと提言されています。

本市推進プランにおいては、これらの予測と提言を踏まえた上で、本章までに整理した背景や課題を体系化し、デジタル化の方向性と個別事業の位置づけを行うものとします。



図IV-5 『2030年代に向けた推進プランにおける施策体系の考え方について』

第 2 節 施策体系の設定について

前節までの整理を元に、本市推進プランにおける今後の方向性として、施策の対象や実施主体などから大きく 2 つの政策群に区分し、「施策の柱」として定義することとします。

- ◎ 主として解決手段等が行政内部にかかる施策については「行政のデジタル化」とします。
- ◎ 主として、将来的な都市の価値創造にかかる施策や、本市における地域が抱える課題解決につながる施策については「地域のデジタル化」とします。

なお、「デジタル人材の確保と育成」に関しては、2 つの柱の共通政策として位置づけします。

以下に、上記施策の柱にかかる基本的な取組の考え方について整理します。

1. 「行政のデジタル化」の体系について

国から示された自治体 DX の推進と、将来のデータ主導型の超スマート社会を想定し、「データ」が社会基盤の中心となることで、様々な行政サービスの提供方法が変化すると予測されます。さらに、人口減少の影響による職員の減少へ対応する行政事務の在り方にも大きな影響があると予測されます。

この点から、「行政のデジタル化」を以下の 2 つの政策群として体系づけします。

(1) 市民の利便性向上

1 点目は、「市民の利便性向上」の取組です。

今後の社会基盤が「紙」から「データ」に移行していく中であって、行政サービスの主体はオンライン手続を中心としたものに変化していきます。

これを受け、本市推進プランにおける取組施策体系として、オンライン手続主体への移行を踏まえた「市民の利便性向上」と定義します。

そのための取組として、従来から続く、窓口へ来庁することによる手続から、オンラインで効率的に完結する行政サービスへの移行に向け、「いつでも」「行かずに」「書かずに」「押さずに」できる行政手続を目指すことを目標としました。これにより、市民の皆さんの来庁にかかる手間や制約、時間、経費などの負担を軽減し、より利便性の高い行政サービスを実現していきます。

また、手続のオンライン化、デジタル化に伴い、デジタルデータの利活用が重要な社会環境へ移行していくことが予想されます。そのような社会環境に合わせ、蓄積されたデータの中から市民や法人の皆さんが必要とする、個々の要望に合わせたデータを提供する「市民が真に必要とする情報提供の実現」を目指します。なお、将来的なデータ活用の例としては、健康データに基づく将来の予防医療への活用などが期待されています。また、実用化されている例としては、健康保険証とマイナンバーカードの一体化による、特定検診結果確認のデジタル化や、処方薬（お薬手帳）のデータ化等があります。

さらに、行政サービスのオンライン化と併せて、デジタル技術を活用した双方向でのやりとりによる行政活動を目指していきます。例えば、SNS等を活用した行政と市民の双方向での情報交換は、場所や時間にとらわれない迅速な行政対応を可能とします。また、災害の分野における双方向での情報交換の実現は迅速な救助活動を可能にすることが期待できます。

これらの実現には情報の確度や信頼性等の課題もありますが、必要な分野に積極的にデジタル技術を導入できるよう、検討を進めます。

（２）行政運営の効率化と生産性の向上

２点目は、「行政運営の効率化と生産性の向上」の取組です。

生産年齢人口の減少は、行政職員についても例外ではありません。限られた行政資源で高度な行政サービスを提供し続けるためには、定型的業務や、単純な作業への AI 技術やロボット化技術の積極的活用による行政運営の効率化や、行政職員の柔軟な働き方を実現する職場環境、特にデジタル技術を活用する環境の整備が重要であると考えられます。

行政運営の効率化においては、BPR による作業時間短縮を前提としつつ、従来の印刷された紙のやり取りによる情報交換をデータによる情報交換に置き換えていくとともに、申請受付業務等の定型的な業務に AI や RPA 等の新技術を導入することにより、職員の単純作業に充てる時間を高付加価値な行政サービスに充てる時間に変換していきます。

職員の柔軟な働き方の実現においては、ICT の発達により社会に定着しつつある在宅勤務やモバイルワーク²⁷を可能とする環境を整備するとともに、オンライン会議やペーパーレス会議の活用、促進により職員の働き方を改革することで、庁内や現場、自宅等の場所にとらわれない働き方を職員が選択できるようにしていきます。

また、同様に人口減少の影響は、行政インフラの整備・管理を担う技術系職員の減少にもつながることから、IoT の利活用や、蓄積データの AI 解析による適正管理なども有効な対策となります。

なお、このように業務のデジタル化を推進するにあたり、業務上取り扱う個人情報や機密情報の流出防止と信頼性の確保が大きな課題となります。情報セキュリティのレベルを十分に確保し、情報の適正管理に努めます。

これらのテーマを実現する目標として、「**デジタル技術の活用で「早く」「簡単に」「確実な」行政運営を目指す**」こととします。

上記（１）（２）の施策を束ね、「行政のデジタル化」にかかる施策体系としていきます。

²⁷ 巻末の用語集に記載

2. 「地域のデジタル化」の体系について

前節の人口動態にも見られるとおり、2030年代においては生産年齢人口の急激な減少による社会経済活動の鈍化が懸念されるなど、非常に厳しい社会情勢が予測されています。この状況に対しては、デジタル時代の新たな資源であるデータを利活用し、新たな価値創造を行い、社会経済活動へ反映する取組が必要となります。

また、生産年齢人口の減少が、地域の企業活動にも大きな影響を与えることへの対策が必要となります。さらに、デジタル化の急速な進展に対して、地域における通信環境の格差の防止や、市民がデジタル化による恩恵を等しく得られるための、セーフティ・ネットとなる取組など、地域課題への対応も欠かせない施策となります。

この点から、「地域のデジタル化」を以下の2つの政策群として体系づけします。

(1) 新たな価値の創出（スマートシティ）

1点目は、「新たな価値の創出」として、スマートシティの取組です。

2030年代に向けた取組のうち、地域の発展に資する施策として、デジタル技術やデータなどを活用した未来都市「スマートシティ」の取組を進めていきます。

市民が、身近で便利なデジタルサービスを享受することでウェルビーイング²⁸の向上が実感できると共に、地域全体では新たな価値の創造と持続的な都市の発展を目指し、スマートシティの実現へ取組んでいきます。

スマートシティの取組を進めることで市民のウェルビーイングを向上する事例として、将来、以下の事例などが想定できます。

◎医療機関の受診が困難な方への課題解決として、スマホなどからの予約に合わせて、医師の乗らない移動診療車が複数個所を効率よく移動して、在宅での遠隔診療から薬の配送予約、決済まで一気通貫する医療サービスの提供。

²⁸ 巻末の用語集に記載

◎ 3次元仮想環境で観光地を訪れなくても現地を体験し、様々な人と触れ合い、体験ができるサービスの創出。例えば、観光地の3次元地図データと映像データを整備して、オープンデータにより一般利用可能として、企業などが観光サービスを創出することが想定できます。

これまでは、行政が市民や地域の課題に対してのサービスを検討し、市民はそのサービスを利用する都市政策が中心でした。しかし、テクノロジーやデータ集積の進展で、課題解決には様々なアプローチを取れるようになり、創意工夫により都市が発展できるように変わってきています。そこで、様々なステークホルダー²⁹が参画できるネットワークの仕組みを構築し、取組に参画する**行政、市民、企業、大学等が共に考え、共に取り組む「共創」により、地域課題や市民への新たなサービスを創出できるよう転換**することとします。

「共創」の取組を協議する場として、令和5年3月に「静岡市スマートシティ推進協議会」を立ち上げ、本市の強みを活かせる様々な分野での課題の掘り起こしと分野間の連携によるサービス創出などを進めていきます。

また、行政のスマートシティの取組のひとつとして、本市では、平成26年度に「静岡市オープンデータ基本方針」および「シズオカ型オープンデータシステムの推進に関する指針」を定め、国内でも早くからオープンデータの取組を実施してきました。しかし、機械判読できない形式の提供データもあるため、標準化されたデータへ変換を進めると共に、3次元データの段階的な整備を進めていきます。さらに、データ利用の促進をすべく、市民やCivicTech³⁰、企業が参加するハッカソン³¹などのイベントを通じ、オープンデータのニーズの掘り起こしを行います。

29-31 巻末の用語集に記載

参考【シズオカ型オープンデータシステムの推進に関する指針】

＜オープンデータを推進する意義＞

- 官民共働による地域課題の解決及び公共サービスの実現
- 行政の透明性・信頼性の向上
- 地域経済の活性化
- 行政における業務の高度化・効率化
- 情報公開の総合的な推進

この他、本市の魅力を高め、地域における新たな価値を創造できるようなオープンイノベーションによるサービス創出のための取組として、本市をフィールドとした実証実験のマッチングなどが必要であると考えます。

これまで整理してきたとおり、2030 年に向けた人口減少の進展に対し、これまで主として行政が担ってきた市民の満足度を高める様々なサービスについて、地域のステークホルダー全体で考え取り組むスマートシティの推進が、地域の魅力づくり、価値創出に対し有効な手段であると考えています。

（２）地域が抱える社会課題の解決

2 点目は、「地域が抱える社会課題の解決」の取組です。

2030 年代に向けての課題として、生産年齢人口の減少は地域企業の活動にも大きな影響があるものと考えられます。また、現在の状況にあっても、地勢的な条件による高速通信インフラの地域格差の解消や、急速なデジタル化に対応できない市民への対応の必要性など、デジタル化が社会生活に及ぼす課題の解決にも積極的な取組が必要です。

地域企業に対しては、将来的な労働力の減少に対し、生産性と経営力の向上による持続的な経営に繋げるために、デジタル技術を活用した企業のビジネスモデルの

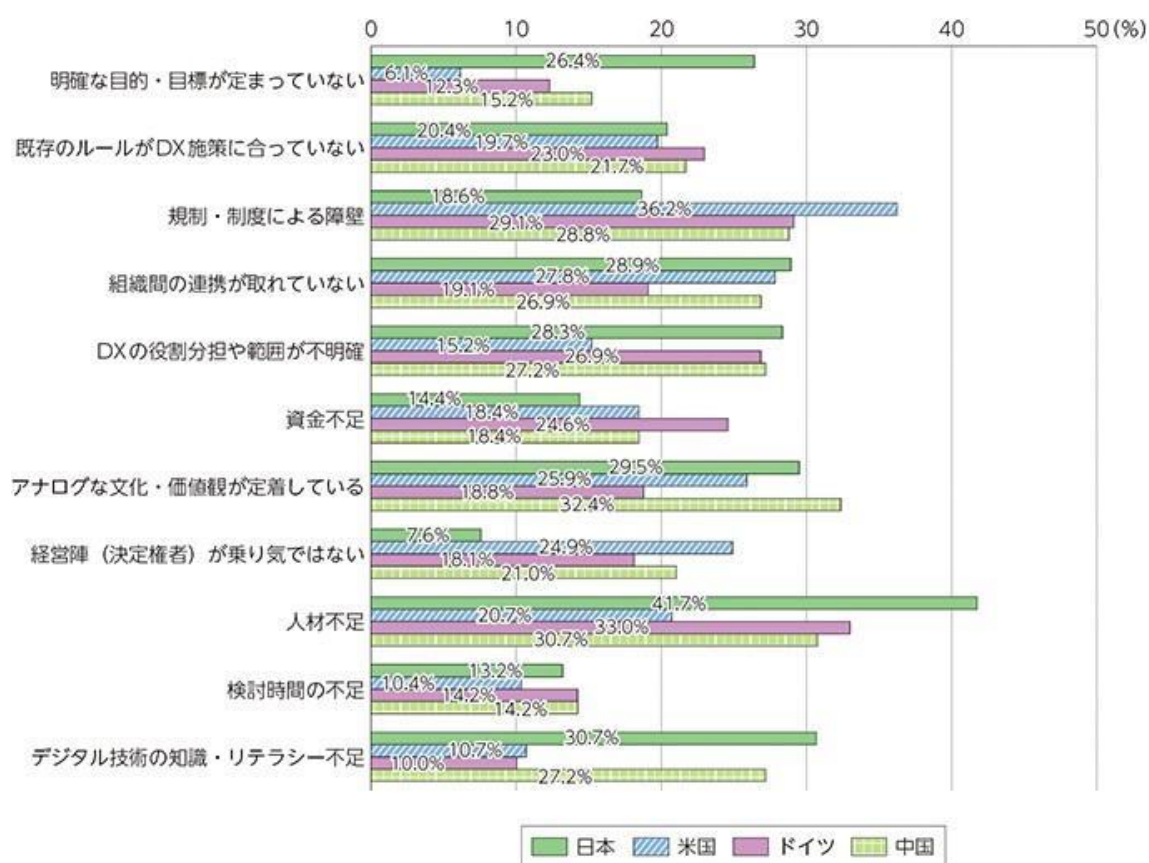
変革を促進する企業の DX が必要とされています。このため、DX に取組む企業や、デジタルサービスを導入したい企業の相談窓口をはじめとした、実情に応じた多面的な行政支援の継続的な実施について、静岡商工会議所などと連携しながら、進めていく必要があります。なお、企業内においては、DX を進めたい、あるいはデジタルサービスを導入したい意向がある一方で、特にデジタルに精通した人材の不足が大きな課題となっています。

また、新型コロナウイルス感染症のパンデミックを契機として、生活スタイルが大きく変わり、働く場所を選ばないテレワークが普及しました。一部企業ではオフィスが首都圏にある必要性を検討するきっかけとなり、地方へオフィス機能に移転させる企業数も増加しています。この傾向は本市への企業誘致を推し進める機会と考えています。

この他の取組として、地域におけるデジタル・ディバイド³²（情報格差）の解消があります。ブロードバンド利用可能地域の拡大や、デジタル機器を活用した様々なサービスを誰もが享受できるよう、高齢者層を始めとしたデジタル機器を苦手と感じる方への情報リテラシーの向上の取組を継続する必要があります。

これらのテーマを実現する目標を、「**年齢や地域に関わらず「誰もが」「どこでも」デジタル化の恩恵が受けられる社会**」とします。

³² 巻末の用語集に記載



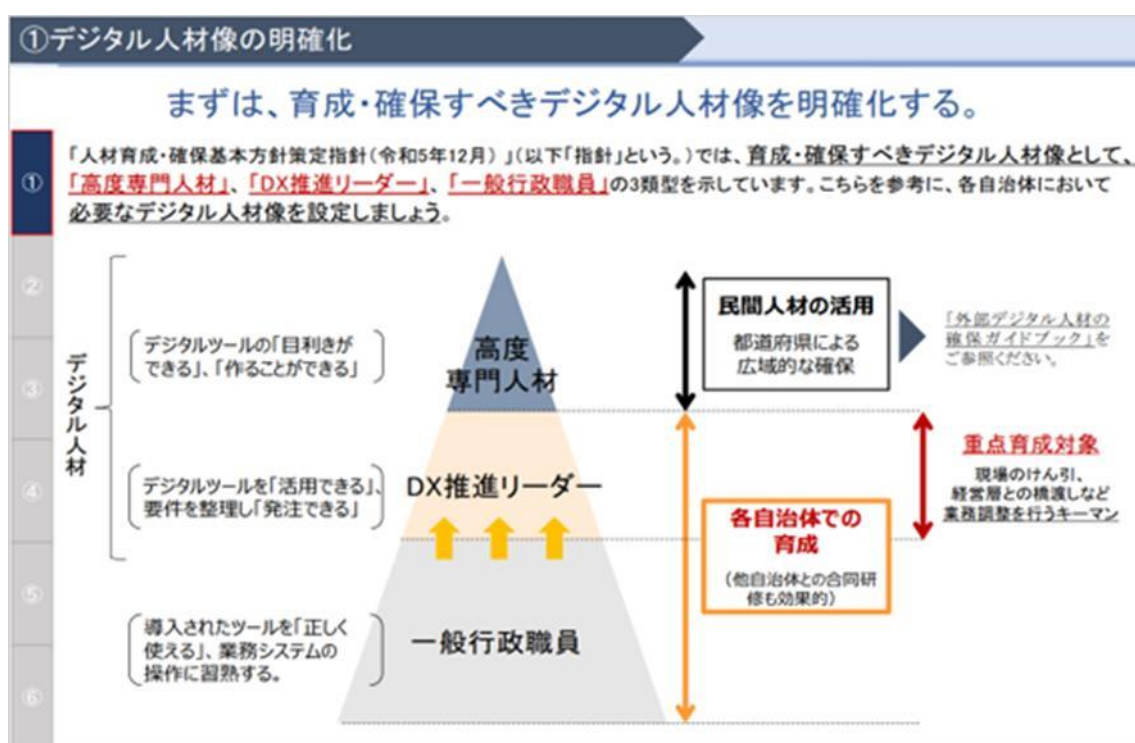
図IV-6 『デジタル人材の不足について』

【出典】総務省『令和6年版情報通信白書』

3. 「デジタル人材の確保と育成」の体系について（共通課題）

（1）デジタル人材の確保と育成

「デジタル人材の確保と育成」について、今後の DX やデジタル化の推進に必要な、いわゆるデジタル人材については、2030 年には全国で約 45 万人が不足すると推計されています。これは行政の現場にあっても同様に、現在から将来に向け確保及び育成に関して検討を進める必要があります。



（再掲）図IV-7 『市町村におけるデジタル人材の確保・育成の全体像（イメージ）』

【出典】総務省『（自治体 DX 全体手順書・別冊）デジタル人材の育成ガイドブック』

また、2030 年代において活躍する現在のデジタル・ネイティブ世代へのデジタル教育の環境について、現在進めている GIGA スクール構想以降においても、テクノロジーの進展に合わせ、適切かつ柔軟な対応が必要と考えられます。

4. まとめ

Society5.0 によって実現される強靱で活力のある社会、「包摂性のある社会」、「持続可能な社会」、「信頼できる社会」と、本市推進プランで述べてきた施策体系を紐づけると、以下のように述べることができます。

「包摂性のある社会」の実現のために、高効率かつ高品質な行政サービスを設計し、デジタル・ディバイドを解消するためのインフラ整備やリテラシー向上、それらを可能にする人材育成に注力します。

「持続可能な社会」においては、生産人口が減少してもサービスの質を落とさない体制の構築、地域の課題を解決するためのイノベーションの促進を推進します。

そして、「信頼できる社会」は市民への適時適切な情報発信、オープンデータをはじめとする行政運営の透明化を推進することで、実現できるものと考えます。

行政のデジタル化

自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、誰もが利便性向上の恩恵を享受できる行政サービスの提供と行政運営の効率化を目指す。

1. 市民の利便性向上

「いつでも」「行かずに」「書かずに」「押さずに」できる行政手続を目指す。

2. 行政運営の効率化と生産性向上

デジタル技術の活用で「早く」「簡単に」「確実な」行政運営を目指す。

地域のデジタル化

デジタル技術とデータを活用して、新たな価値を創出できる都市の発展を目指すとともに、地域が抱える社会課題の解決を目指す。

3. 新たな価値の創出（スマートシティ）

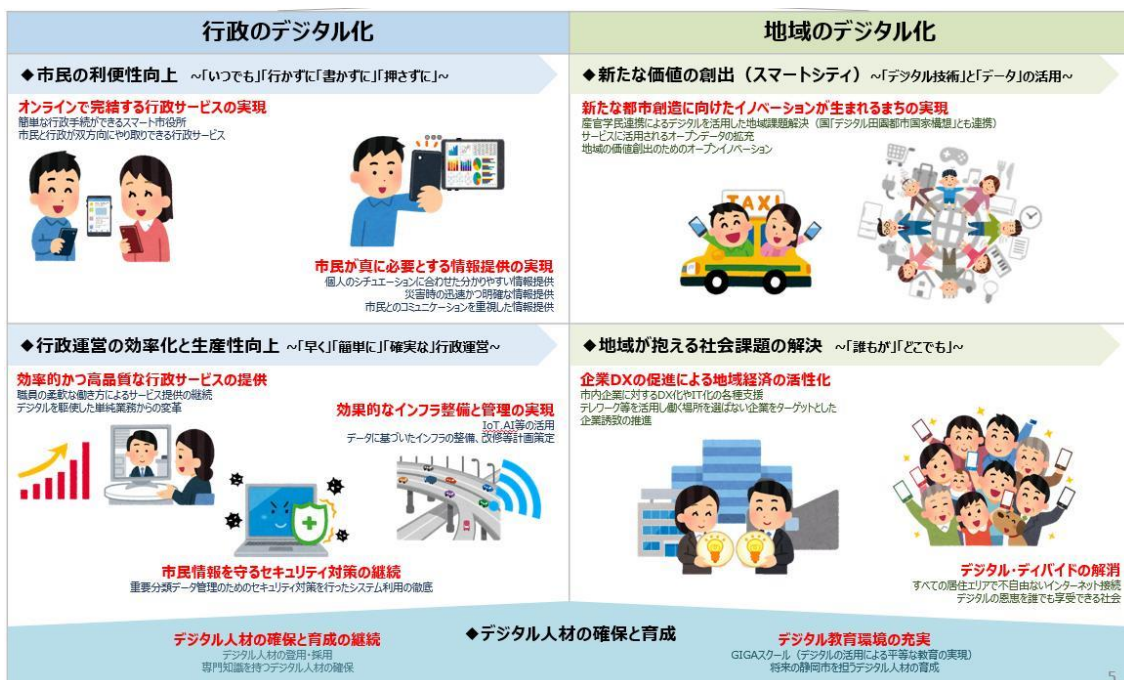
「デジタル技術」と「データ」を活用した「市民中心の」新たな価値創出ができる都市を目指す。

4. 地域が抱える社会課題の解決

年齢や地域に関わらず「誰もが」「どこでも」デジタル化の恩恵が受けられる社会を目指す。

デジタル人材の確保と育成（共通政策）

図IV－8 『本市推進プランに反映する施策の方向性について（項目一覧）』



図IV－9 『2030年の目指す姿の概要』

第4章 推進プランの主要な施策

本章では、取組む施策について「行政のデジタル化」「地域のデジタル化」「デジタル人材の確保と育成」の3つの観点から整理します。なお、事業の記述にあたっては、本市推進プランが、今後のデジタル化施策の大きな方針や方向性を定めるとしていることから、記載内容については下記にご留意ください。

【施策の記載にあたって】

本市推進プランでは、前章までに整理した2030年に向けた施策体系（目指す姿）から個々の事業内容について記載していますが、精査や効果検証などを経て事業化するものや、現段階では詳細な内容が未定であり、概略のみを掲載する事業も含まれます。このため、掲載事項であっても、事業化が確約したものではありません。

第 1 節 行政のデジタル化の主要な施策

本節では、施策の柱である「行政のデジタル化」にかかる事業を整理し、DX の推進により、誰もが利便性向上の恩恵を享受できる行政サービスの提供と行政運営の効率化を目指すための事業施策について記述していきます。

1. 市民の利便性向上

「いつでも」「行かずに」「書かずに」「押さずに」できる行政手続を目指すことをテーマとし、2030 年の目指す姿を実現するための主要な取組を下表のとおり位置づけ、行政サービスを利用するすべての市民の利便性向上に取り組んでいきます。

市民の 利便性向上	2030 年の目指す姿	実現に向けた主要な取組
	オンラインで完結する 行政サービスの実現	行政サービスのオンライン化
		窓口におけるデジタル技術の活用
	市民が真に必要とする 情報提供の実現	効果的な危機管理情報の提供
		利用者個々人が欲しいと思う 情報の提供

(1) 行政サービスのオンライン化

◆ 電子申請の拡充 (事業の方向性)

行政手続のオンライン化による市民等の利便性向上や業務効率化に向けて、制度上電子化が難しいものなどを除き、申請件数や内容等によりオンライン化の効果が高い手続の調査を行い、電子申請システムを活用したオンライン化を順次進めていきます。

◆ ぴったりサービス³³の活用
(事業の方向性)

自治体 DX 推進計画において「特に市民の利便性向上に資する」とされている子育て・介護関係をはじめとした各種手続について、マイナポータル³⁴の「ぴったりサービス」を活用することによるオンライン化を推進するため、業務フローの見直しやシステム改修等の検討を行うとともに、次期オンライン申請サービスへの移行が予定されていることから、移行準備等を行い、円滑な移行を行います。

◆ ワンストップ型デジタル行政サービス等推進事業
(事業の方向性)

窓口における申請手続等のワンストップ化を推進し、市民にとって利便性の高い行政サービスの提供を実現するため、庁内の複数システムを連携し、情報の一元管理とサービス間連携を実現する「統合データ基盤」の導入に向けて、今後の庁内全体のシステムの在り方の検討を行い、業務の効率化と市民サービスの向上につなげます。

33-34 巻末の用語集に記載

(2) 窓口におけるデジタル技術の活用

◆ 書かない窓口ツールの導入

(事業の方向性)

複数の手続で同じ内容を記載しなくて済むよう、書かない窓口ツールの導入を検討します。手続のフロー等を整理し、一部の窓口で実証を行い、他の窓口での活用を検討します。

◆ 窓口呼び出しシステムの導入

(事業の方向性)

待ち時間をわかりやすくし、市民が時間を有効活用できるよう、窓口呼び出しシステムの導入を検討します。

(3) 効果的な危機管理情報の提供

◆ 静岡市災害時総合情報システム構築事業

(事業の方向性)

令和3年4月から運用を開始した、「災害情報共有システム（SUNPU システム）」が保有している避難所の開設情報や避難に関する情報を、市民に対して分かりやすく提供するため、「防災情報ポータルサイト」を構築し、令和5年度から運用を開始しました。

また、市民が必要とする情報を一元的かつ総合的に提供するため、行政だけでなく、市民から身の回りの被害状況等を提供いただくことで、迅速な被害情報の収集と集約化につなげるとともに、被害情報に加え、物資の提供、災害ごみの搬出方法等を地図画面で提供できる双方向のシステムとして「静岡型災害時総合情報サイト」を構築し、令和7年3月から運用を開始します。

◆ 巴川浸水推定システムの構築

(事業の方向性)

巴川流域について、気象予報、雨量、河川水位等を基に、水位・氾濫域を予測する危険度情報提供システムを構築し、市民の生命・財産を守る行動につながる防災情報を提供します。

◆ 浸水センサによる浸水状況の把握

(事業の方向性)

令和4年台風15号による浸水エリアを対象に浸水センサを設置し、構築する浸水情報システムについては災害時総合情報サイトを用いて情報発信します。

(4) 利用者個々人が欲しいと思う情報の提供

◆ 静岡市公式ウェブサイトの運用

(事業の方向性)

インターネットからいつでもどこでも静岡市の情報を閲覧できる市公式ウェブサイトについて、ウェブアクセシビリティ³⁵を遵守し、利用者目線に立った更新や見直しを行っていきます。

◆ 静岡市子育て応援総合サイト「ちゃむしずおか」の運用

(事業の方向性)

静岡市子育て応援総合サイト「ちゃむしずおか」の運用、インターフェースデザインの改善及び子ども向けイベント情報検索機能、預かり施設・サービス検索機能等の機能拡充を行います。

また、妊娠期～満3歳までの間、妊娠週数や月齢に応じた子育て支援情報や行政情報を静岡市公式LINEアカウントから継続して配信する「しずおかきずなLINE」事業を実施します。

³⁵ 巻末の用語集に記載

2. 行政運営の効率化と生産性向上

デジタル技術の活用で「早く」「簡単に」「確実な」行政運営を目指すことをテーマとし、2030年の目指す姿を実現するための主要な取組を下表のとおり位置づけ、行政運営の効率化と生産性の向上に取り組んでいきます。

行政運営の 効率化と 生産性向上	2030年の目指す姿	実現に向けた主要な取組
	効率的かつ高品質な 行政サービスの提供	地方公共団体情報システムの標準化
		テレワークの推進
		効果的・効率的な業務体制の確立
	効果的なインフラ整備と 管理の実現	デジタル活用した インフラの整備と管理
	市民情報を守る セキュリティ対策の継続	情報セキュリティの確保

(1) 地方公共団体情報システムの標準化

- ◆ 標準仕様に対応したシステムへの移行
(事業の方向性)

基幹系 20 業務システム³⁶について、国の策定する標準仕様に対応したシステムへの移行に向けた情報収集、業務フローの見直し、移行スケジュールの調整等を行い、標準仕様に対応したシステムに移行していきます。

³⁶ 巻末の用語集に記載

（２）テレワークの推進

◆ 在宅勤務の推進

（事業の方向性）

多様で柔軟な働き方の確保・生産性を重視した働き方の推進・新しい生活様式の１つとして、職員の自宅において、専用端末又は私用端末により、庁内システムにアクセスすることができる環境での勤務を推進します。

◆ サテライトオフィス³⁷の活用

（事業の方向性）

勤務地以外の庁舎における勤務場所を確保し、仕事の質を維持しながら、職員の生産性の向上及びワークライフバランスの充実を図るため、静岡庁舎に設置したサテライトオフィスの活用を推進します。

◆ モバイルワークの推進

（事業の方向性）

出張時等における勤務時間の有効活用や業務の効率化を図るため、職員のモバイルワークを実施します。

（３）効果的・効率的な業務体制の確立

◆ 生成 AI の活用

（事業の方向性）

十分に生成 AI を活用できる職員の育成のため、実証を行うとともにワークショップを実施し、事務の一部を生成 AI に代行させていくことで、業務の質及び効率を高めていきます。

◆ ノーコードツール³⁸の活用

（事業の方向性）

ノーコードツールを活用できる職員の育成を図り、簡易的なシステムを内製化していき、経費の削減、業務の質及び効率の向上を図ります。

37-38 巻末の用語集に記載

◆ RPA の活用

(事業の方向性)

既存の定型的な PC 操作が必要な業務に関して、RPA の導入可否を検討し、費用対効果が見込まれる業務に対しては、業務プロセスの見直しと RPA の導入支援を行います。

◆ 音声テキスト化ツールの活用

(事業の方向性)

議事録作成に係る業務の効率化を図るため、AI 音声認識技術による音声テキスト化サービスを全庁導入し、議事録作成時間の削減を図ります。

(4) デジタルを活用したインフラの整備と管理

◆ 静岡市のインフラ分野の DX 推進

(事業の方向性)

窓口業務から工事現場まで幅広い業務があるインフラ分野の DX 推進プランに基づき、事業の推進を図ります。また、インフラ DX に向けた実践的な研修として、専門研修を実施します。

◆ スマート水道メーターの導入検討・実証事業

(事業の方向性)

電力スマートメーター通信網を活用したスマート水道メーターの自動検針の有効性と取得データの利活用方法を検討し、スマート水道メーターの導入検討を行います。

◆ ICT 活用工事の推進

(事業の方向性)

3次元データや ICT 建設機械などのデジタル技術を活用した施工の効率化、生産性向上を目指します。

(5) 情報セキュリティの確保

◆ 情報セキュリティの確保

デジタル化の急速な進展に伴う状況の変化や複雑化・高度化する脅威へ対応するため、「静岡市情報セキュリティポリシー」に基づいた情報セキュリティ対策の継続的な実施及び状況に即した見直しを行います。同時に、新たな脅威に関する情報収集や職員への研修を通じて情報セキュリティレベルの維持・向上を図っていきます。

第2節 地域のデジタル化の主要な施策

本節では、デジタル技術とデータを活用して、新たな価値の創出にチャレンジできる都市として発展することを目指すとともに、地域が抱える様々な社会課題を解決する手段としてのデジタル技術の活用を進めるための施策について記述していきます。

1. 新たな価値の創出（スマートシティ）

デジタル技術とデータを活用した「市民中心の」新たな価値創造ができる都市を目指すことをテーマとし、2030年の目指す姿を実現するための主要な取組を下表のとおり位置づけ、積極的にデジタル技術を取り入れつつ本市の特色を活かしたまちづくりに取り組んでいきます。

	2030年の目指す姿	実現に向けた主要な取組
新たな価値の創出 (スマートシティ)	新たな都市創造に向けた イノベーションが 生まれるまちの実現	スマートシティの推進
		地域DXの推進
		オープンデータの推進と データ活用の推進

(1) スマートシティの推進

◆ 大谷・小鹿地区まちづくり計画推進事業

(事業の方向性)

大谷・小鹿地区で進められている組合施行の土地区画整理事業に合わせ、デジタルデータを活用して新たな価値の創造や魅力の向上を図り、持続可能なまちづくりを推進します。

- ◆ 静岡市スマートシティ推進協議会の運営（ワンストップ型デジタル行政サービス等推進事業）

（事業の方向性）

デジタル技術やデータを活用したまちづくりを目指し、産学官金により、令和5年3月に設立した「静岡市スマートシティ推進協議会」を運営します。

（2）地域 DX の推進

- ◆ デジタル技術を活用したエネルギーの最適化

（事業の方向性）

脱炭素社会³⁹の実現に向け、再生可能エネルギー⁴⁰や蓄電池などの分散型エネルギーソースを最大限活用するため、過去の気象情報や電力消費量などのビックデータとデジタル技術を活用してエネルギーの最適化を図ります。

- ◆ 障がい者のアセスメントの ICT ツールの普及

（事業の方向性）

市内で就労を希望する障がい者について、客観的な就労アセスメントに有効なツールを活用し、アセスメント（能力・適性評価）から一般就労への移行及び定着支援まで、シームレスに支援するためのモデルを構築することで、障がい者本人の希望や就労能力等に応じた、より適切な障がい福祉サービスや就労先につながりやすくなることを目指します。

- ◆ DX を活用した地域団体支援システム検証事業

（事業の方向性）

デジタル技術を活用した自治会・町内会等の地域団体の活動を支援するシステムを構築することで、「活動の負担の増大」「役員の担い手不足」「住民の参加の減少」などの課題を抱える団体の活動負担の軽減を目指します。

39-40 巻末の用語集に記載

(3) オープンデータの推進とデータ活用の推進

◆ オープンデータの推進

(事業の方向性)

静岡市オープンデータカタログサイトについて、利用者が容易にデータを活用できるように機械判読可能なデータ形式へ見直しを進めるとともに、自治体標準オープンデータセットを始めとした公開データの拡充を推進します。

◆ 3D 都市モデル構築業務等

(事業の方向性)

所管する都市計画情報と令和3年度に実施した「都市計画基礎調査」のデータを利用して、都市の情報を3次元モデルで一元的に管理する新たな都市基盤情報として3D都市モデルを構築しました。

今後の都市計画マスタープラン等の見直しや、再開発・地区計画等の都市施策検討のツールとして活用するとともに、点群データ⁴¹、GIS⁴²等のデジタル基盤を活用し、オープンデータや人流データを重ねることで、現状の可視化、社会課題解決、合意形成や政策立案へ活用するとともに、デジタルツイン⁴³による社会課題解決の実現を目指します。

◆ 統合型 GIS の活用

(事業の方向性)

個別に所有していた地図・データを連携・可視化し、庁内の横断的な情報共有が可能となり、的確かつ迅速な市民サービスを分析するシステム環境を構築し、業務の効率化とデータ活用による政策形成等に活用します。

41-43 巻末の用語集に記載

2. 地域が抱える社会課題の解決

年齢や地域に関わらず「誰もが」「どこでも」デジタル化の恩恵を受けられる社会を目指すことをテーマとし、2030年の目指す姿を実現するための主要な取組を下表のとおり位置づけ、地域が抱える社会課題の解決に取り組んでいきます。

地域が抱える 社会課題の解決	2030年の目指す姿	実現に向けた主要な取組
	企業 DX の促進による 地域経済の活性化	企業向けデジタル支援の実施
		企業誘致の推進
	デジタル・ディバイドの解消	中山間地域における情報通信環境の整備
		情報リテラシーの向上

(1) 企業向けデジタル支援の実施

◆ 中小企業の DX 化に向けた IT 活用支援

(事業の方向性)

○中小企業等 DX 支援事業

製造工程の省力化、データ連携、分析手法、顧客管理及び営業支援等、専門家が企業の現場に入り、現状の課題の把握と、DX 推進による課題解決のための伴走支援を実施します。

○IT 導入に向けた生産性向上支援事業

中小企業の最大の経営課題である「人手不足」を解決するために、IT ツールの導入を支援する相談体制（ワンストップ相談窓口）を整え、企業の「生産性向上」の機運を高めていきます。

◆ 越境 EC⁴⁴導入支援事業

(事業の方向性)

越境 EC モールの出店枠を確保し、越境 EC に関心のある事業者による試験的な出店を行い、同時にアクセス分析などを行い、伴走支援により助言等を行い、越境 EC での販売促進を目指します。

(2) 企業誘致の推進

◆ 企業誘致の推進

(事業の方向性)

若年層人材の雇用の創出及び市内企業の DX 推進を図るため、デジタル関連企業（情報通信業）の進出支援を行う。関連企業・団体や市内学校等と連携した誘致活動や人材育成に取り組むと共に、市内に進出する企業に対して開設に係る経費を助成します。

(3) 中山間地域における情報通信環境の整備

◆ 光回線整備による未整備地域の解消、中山間地のデジタル支援

(事業の方向性)

中山間地域にある光回線未整備地域を解消するため民設民営方式により光回線を整備し、地域の情報格差を解消すると共に、地域住民のウェルビーイングの向上を図っていきます。また、中山間地域にある光回線等を活用した事業を支援していきます。

(4) 情報リテラシーの向上

◆ 市民の情報リテラシー向上

(事業の方向性)

高齢者などのデジタル技術の利用に不安を感じる方々がデジタル社会の中で利便性を享受できるよう、支援が受けられる体制を構築するための人材育成に取り組むことで、情報リテラシーの向上を推進します。

44 巻末の用語集に記載

◆ 生涯学習施設におけるデジタル・デバイドの解消を目的とした講座等
(事業の方向性)

○スマートフォン等の使い方に関する講座

社会における各種サービス等のデジタル化が進むことによって情報格差が生じることを防ぐため、生涯学習施設においてスマートフォン等のデジタルツールの活用に関する講座を開催しています。

○生涯学習施設でのモバイル Wi-Fi ルーター貸出事業

生涯学習施設でのオンライン講座や学習で使用するため、モバイル Wi-Fi ルーターの貸出しを行います。

第3節 デジタル人材の確保と育成（共通政策）

第3節では、行政のデジタル化と地域のデジタル化を推進する上で重要となる“デジタル人材の確保と育成”について、共通政策として位置づけ、記述していきます。

1. デジタル人材の確保と育成

行政及び地域のデジタル化の推進を担う人材を確保・育成することをテーマとし、2030年の目指す姿を実現するための主要な取組を下表のとおり位置づけ、行政職員のICTスキルアップや子どものICT教育の充実によって、デジタル人材の確保と育成に取り組んでいきます。

	2030年の目指す姿	実現に向けた主要な取組
デジタル人材の確保と育成	デジタル人材の確保と育成の継続	行政のデジタル人材の確保と育成
	デジタル教育環境の充実	デジタルを活用した子どもの教育

（1）行政のデジタル人材の確保と育成

◆ 新たなDX人材育成計画の策定

（事業の方向性）

国が新たに示した『デジタル人材の育成ガイドブック』を参考とし、本市におけるDX人材育成計画を策定していきます。

◆ DX人材育成研修の実施（DX推進課）

（事業の方向性）

日々変化する社会課題へ柔軟に対応するために、外部アドバイザーや地域活性化起業人の活用をするとともに、研修を通じて全体最適化されたDXを進められるデジタル人材を育成します。

(2) デジタルを活用した子どもの教育

◆ GIGA スクール構想の推進

(事業の方向性)

1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に学習が個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現することにより、教員・児童生徒の力を最大限に引き出します。

◆ 電子図書館の運営

(事業の方向性)

図書館電算システムの更改に伴い、新たに電子図書館機能（電子書籍の貸出を行うための機能）を搭載することで、誰もが情報を入手しやすく、市民の暮らしや仕事、まちづくりに役立つ図書館の実現を図ります。

第4節 まとめ

これまで記載した、本章における「行政のデジタル化」「地域のデジタル化」「デジタル人材の育成と確保」の3つの観点を一覧で整理した取組一覧を下記に掲載します。

6. 主要な取組事例【行政のデジタル化】

	2030年の目指す姿	目指す姿を実現するための主要な取組事例（R7現在）	
市民の 利便性 向上	オンラインで完結する行政サービスの 実現	行政サービスのオンライン化	電子申請の拡充 びったりサービスの活用 ワンストップ型デジタル行政サービス等推進事業
		窓口における デジタル技術の活用	書かない窓口ツールの導入 窓口呼び出しシステムの導入
	市民が真に必要なとする情報提供の実現	効果的な危機管理情報の提供	静岡型「災害時総合情報サイト」構築事業 巴川浸水推定システムの構築 浸水センサによる浸水状況の把握
		利用者個々人が欲しいと思う 情報の提供	静岡市公式ウェブサイトの運用 静岡市子育て応援総合サイト「ちゃむしずおか」の運用
行政運営の 効率化と 生産性向上	効率的かつ高品質な行政サービスの提供	地方公共団体情報システムの 標準化	標準仕様に対応したシステムへの移行
		テレワークの推進	在宅勤務の推進 サテライトオフィスの活用 モバイルワークの推進
		効果的・効率的な業務体制の 確立	生成AIの活用 ノーコードツールの活用 RPAの活用 音声テキスト化ツールの活用
	効果的なインフラ整備と管理の実現	デジタル活用したインフラの 整備と管理	インフラ分野のDX推進事業 スマート水道メーターの導入検討・実証事業 ICT活用工事の推進
	市民情報を守るセキュリティ対策の継続	情報セキュリティの確保	情報セキュリティの確保
			7

7. 主要な取組事例【地域のデジタル化】

	2030年の目指す姿	目指す姿を実現するための主要な取組事例（R7現在）	
新たな価値 の創出 (スマート シティ)	新たな都市創造に向けたイノベーションが 生まれるまちの実現	スマートシティの推進	大谷・小鹿地区まちづくり計画推進事業 スマートシティ推進協議会の運営
		地域DXの推進	デジタル技術を活用したエネルギーの最適化 障がい者アセスメントのICTツールの普及 DXを活用した地域団体支援システム検証事業
		オープンデータの推進とデー タ活用の推進	オープンデータの推進 統合型GISの活用 3D都市モデル構築業務
地域が抱える 社会課題 の解決	企業DXの促進による地域経済の活性化	企業向けデジタル支援の実施	中小企業のDX化に向けたIT活用支援 スタートアップ協業等促進事業 越境EC導入支援事業
	デジタル・ディバイドの解消	企業誘致の推進	企業誘致の推進
		中山間地域における情報通信 環境の整備	光回線整備による未整備地域の解消、中山間地のデジ タル支援
		情報リテラシーの向上	市民の情報リテラシー向上 生涯学習施設におけるデジタル・ディバイド解消講座

8. 主要な取組事例【デジタル人材の確保と育成(共通政策)】

デジタル人 材の確保と 育成	デジタル人材の確保と育成の継続	行政のデジタル人材の確保と 育成	新たなDX人材育成計画の策定 DX人材育成研修の実施
	デジタル教育環境の充実	デジタルを活用した子どもの教 育	GIGAスクール構想の推進 電子図書館の運営

8

第5章 本市推進プランの計画期間

本章では本市推進プランの計画期間を記載します。

第1節 本市推進プランの計画期間

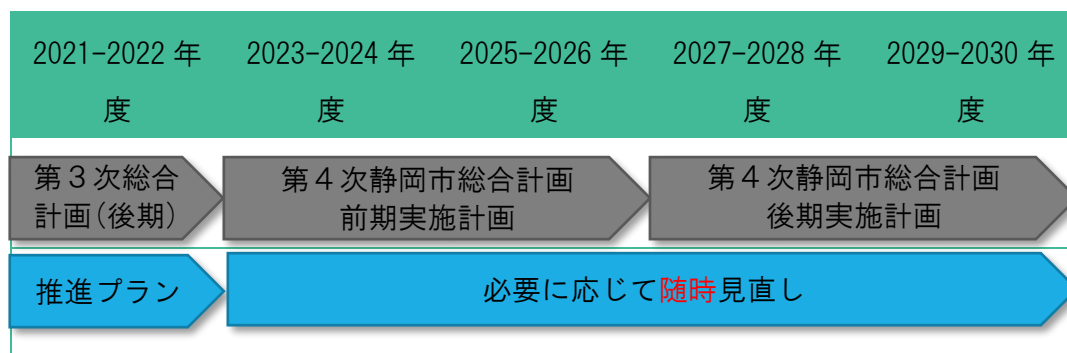
1. 本市推進プランの計画期間

本市推進プランの計画期間は、2021年度から2030年度までの10年間とします。

2021年度（令和3年度）から 2030年度（令和12年度）

2. 本市推進プランの更新について

社会情勢の変化などの状況を鑑み、必要に応じて部分的な見直しを行います。



図V-1 『本市推進プランの計画期間』

第 6 章 推進体制

本市推進プランの推進体制は、以下のとおりです。

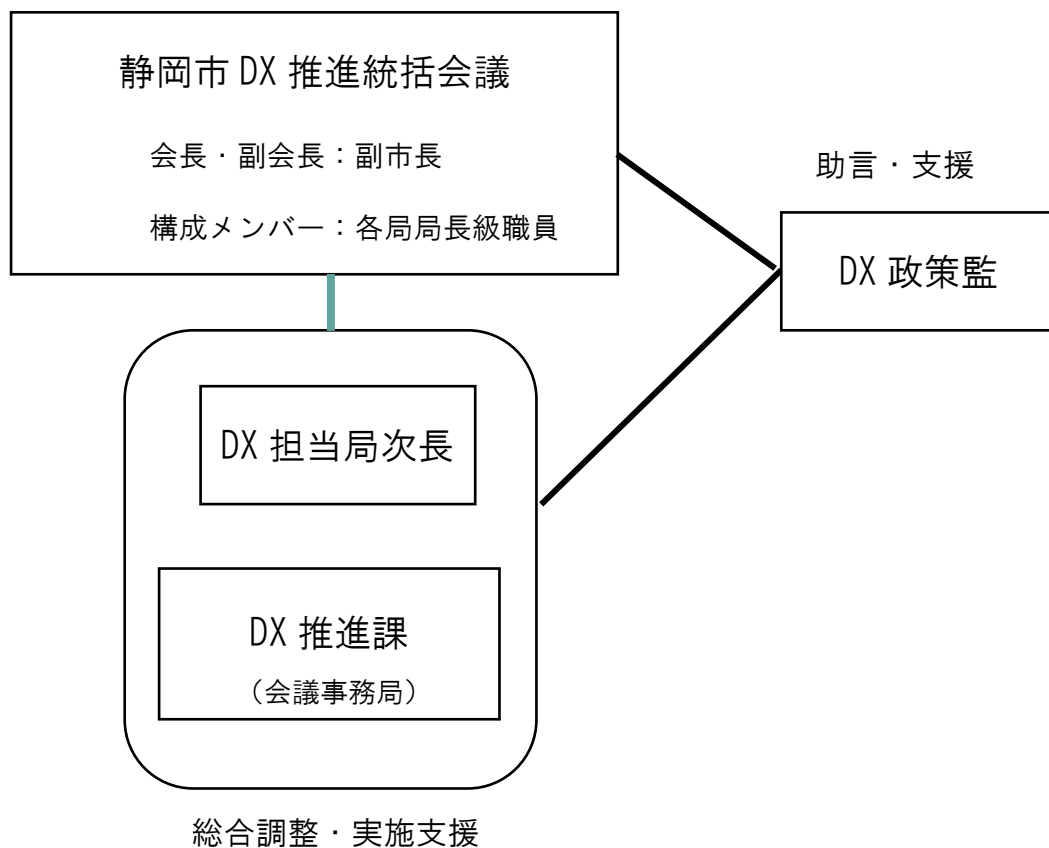
【静岡市 DX 推進統括会議】

本市の DX 推進にかかる意思決定機関

会長：総合政策局を担任する副市長

副会長：他の副市長

委員：各局局長級職員等要綱に定める者



用語集

1. 用語集

用語	説明
AI（人工知能）	Artificial Intelligence の略。人が実現するさまざまな知覚や知性を人工的に再現するもの。
AR（拡張現実）	Augmented Reality の略。現実世界とデジタル情報を重ね合わせ、CGなどで作った仮想のモノを現実世界に反映（拡張）する技術。
BPR	Business Process Reengineering の略。ビジネスプロセスを見直し、抜本的に再設計する手法。業務改革のこと。
CivicTech	「Civic（市民）」と「Tech（技術）」を掛け合わせた造語。市民自らが ICT 等を新しい技術を活用して地域の社会課題を解決しようとする取り組みのこと。
e スポーツ	エレクトロニック・スポーツの略。広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。
GIGA スクール構想	1 人 1 台の端末と高速通信環境の整備をベースとして、Society 5.0 の時代を生きる子供たちのために「個別最適化され、創造性を育む教育」を実現させる施策。
GIS	コンピュータ上で様々な地理空間情報を重ね合わせて表示するためのシステムのこと。
IoT	Internet of Things の略。様々な「モノ」がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。
OJT	On-the-Job Training の略。職場の上司や先輩が、部下や後輩に対して、実際の仕事を通じて指導し、知識、技術等を身につけさせる教育方法のこと。
SDGs	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2015 年 9 月に国連サミットで採択され、「地球上の誰一人として取り残さない」の合言葉

	のもとに全ての国や地域が持続的に発展していくために決めた世界共通の 17 の目標のこと。
Society5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会
VR（仮想空間）	Virtual Reality の略。自分が C G で作られた仮想世界にいるかのような感覚が体験できる技術。
ウェブアクセシビリティ	高齢者や障がい者など、心身の機能に関する制約や利用環境等に関係なく、すべての人がウェブで提供される情報を利用できるようにすること。
ウェルビーイング	個人や社会が体験する良い状態のこと。健康に似て、日々の生活や、社会的・経済的環境などによって決定づけられるもの。
越境 EC	消費者と、当該消費者が居住している国以外に国籍を持つ事業者との電子商取引のこと。
オープンイノベーション	自社だけでなく他社や大学、地方自治体、社会起業家など異業種、異分野が持つ技術やアイデア、サービス、ノウハウ、データ、知識などを組み合わせ、革新的なビジネスモデル、研究成果、製品開発、サービス開発、組織改革、行政改革、地域活性化、ソーシャルイノベーション、国際化、プロセス改善等につなげるイノベーションの方法論である。
オープンデータ	行政機関等が所有するデータで、機械判読に適したファイル形式で提供することで、誰でも様々な用途で二次利用できるよう公開するデータ。
基幹系 20 業務システム	デジタル庁が策定する基本的な方針の下標準仕様が公開された、地方公共団体の主要な 20 業務を担う基幹系システム。
キャッシュレス決済	キャッシュカードなどを利用して、電子的な手続により、現金を使用せずに決済できる仕組み。
再生可能エネルギー	太陽・地球物理学的・生物学的な源に由来し、利用する以上の速度で自然界によって補充されるエネルギー全般のこと。
サテライトオフィス	本来の勤務先と離れたところにある場所で、通常の勤務と変わらない働き方が可能な環境を整備したオフィス。

サブスクリプション	商品の購入代金やサービスの利用料を毎回請求するのではなく、一定期間利用することができる権利に対して料金を請求するビジネスモデル。
情報リテラシー	情報（information）とリテラシー（literacy 読み書き能力）を合わせた言葉。狭義には、情報機器の操作能力、広義には、情報を取り扱う上での理解、更には情報及び情報手段を主体的に選択し、収集活用するための能力と意欲を指す。
ステークホルダー	業務を実施する上で、直接的または間接的に影響がある利害関係者。
スマートシティ	ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）の高度化により、都市や地域の抱える諸課題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける、持続可能な都市や地域。（国土交通省 HP 抜粋）
生産年齢人口	「生産年齢人口」とは、年齢別人口のうち、生産活動の中核をなす年齢の人口層を指し、日本では15歳以上65歳未満の人口がこれに該当する。
生成 AI	人間のように文章や画像を生成し、多岐にわたるタスクを自律的にこなすことができる革新的な技術のこと。
脱炭素社会	二酸化炭素の排出が実質ゼロとなる社会のこと。
デジタルツイン	インターネットに接続した機器などを活用して現実空間の情報を取得し、サイバー空間内に現実空間の環境を再現すること。
デジタル・ディバイド（情報格差）	情報通信技術（IT）（特にインターネット）の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる経済格差
デジタル・トランスフォーメーション（DX）	「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という仮説で、2004年にエリック・ストルターマンが提唱したとされる。なお、現代ビジネスでは、使い方が様々に変化している。
デジタル・ネイティブ世代	学生時代からインターネットやパソコンのある生活環境の中で育ってきた世代であり、日本では1980年前後生まれ以降が該当するとされている。

テレワーク	ICT（情報通信技術）を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。
点群データ	3次元測量によって得られた3次元座標を持った点データの集合のこと。
ノーコードツール	ソースコードを書かずにシステム構築やアプリの開発ができるツールのこと。
働き方改革	働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすること。
ハッカソン	プログラムの改良を意味するハック（hack）とマラソン（marathon）を組み合わせた造語。IT技術者がチームを組み、与えられたテーマに対して、定められた期間に集中的にソフトウェアやサービスを開発し、アイデアの斬新さや技術の優秀さなどを競い合うイベントのこと。
バックキャスト	未来のある時点に目標を設定しておき、そこから振り返って現在すべきことを考える方法。
パラダイムシフト	その時代や分野において当然のことと考えられていた認識や思想、社会全体の価値観などが革命的にもしくは劇的に変化すること。
パンデミック	感染症の世界的大流行のこと。
ビッグデータ	情報通信技術の進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多様のデータのこと。
ぴったりサービス	マイナンバーを利用したサービスで、カードを取得した方が、お住まいの市町村で子育てや介護などの行政サービスの検索やオンライン申請ができるサービス。
マイナポータル	政府が運営するオンラインサービス。子育てや介護をはじめとする、行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを受け取れたりする、自分専用のサイト。
モバイルワーク	テレワークのひとつであり、移動中の電車や出先などで、携帯する端末等でネットワークに接続し、業務が可能となる働き方を指す。

ロボティック・プロセス・オートメーション（RPA）	Robotic Process Automation（ロボットによる業務自動化）の略。コンピュータへの操作内容を専用ソフトウェアにシナリオとして記録することで、反復的な作業を自動化するソフトウェア。
---------------------------	---